

令和6年度

社会福祉施設自主点検表

(障害児施設 処遇)

【(福祉型・医療型) 障害児入所施設・児童発達支援センター】

(自主点検表作成日 令和 年 月 日)

(設置) 経営者名	(代表者名)		
施設名			
種 別	<input type="checkbox"/> (福祉型) 障害児入所施設		<input type="checkbox"/> (医療型) 障害児入所施設
	<input type="checkbox"/> (旧福祉型) 児童発達支援センター		<input type="checkbox"/> (旧医療型) 児童発達支援センター
施設長名		定 員 ※直近の定員	名
所在地	〒		
T E L		F A X	
E-mail			
記入者	(職名)	(氏名)	

社会福祉施設自主点検表（障害児施設 処遇）の記載について

1 記載上の留意点

- (1) 各項目について、障害児支援の状況を内部点検したうえで、「点検結果」欄の「□はい・□いいえ・□該当しない」のいずれかの□にチェックマークを入れ、「点検のポイント」には必要に応じてその内容を記載してください。
なお、自主点検項目中「～していますか。また、～していますか。」のように、二つの設問に対して「□はい・□いいえ」欄が一つしかない項目は、二つの設問の要件をいずれも満たしている場合のみ「□はい」の方にチェックマークを入れ、いずれかが「□いいえ」の場合は「□いいえ」の方にチェックマークを入れてください。
- (2) 記載内容は、時期が特定されているものを除き、本自主点検表の作成日現在で記入してください。
- (3) 記入欄が不足の場合は、適宜様式を追加してください。
- (4) 「点検のポイント」欄中、「⇒」部分は記入が必要な項目です。

2 この点検表に関する法令・通知は、次のとおりです。

（文中の略称）	（法令・通知の名称）
「社会福祉法」	⇒ ・ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
「児童福祉法」	⇒ ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
「障害者総合支援法」	⇒ ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
「基準（児童）」	⇒ ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号） ※ 青森県が所管する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準については、青森県児童福祉法施行条例（平成25年3月27日青森県条例第13号）の施行（平成25年4月1日施行）により、国の基準と同じものとしています。
「入所基準省令」	⇒ ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第16号） ※ 青森県が所管する指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準については、青森県児童福祉法施行条例（平成25年3月27日青森県条例第13号）の施行（平成25年4月1日施行）により、国の基準と同じものとしています。 ※ 当該基準省令の解釈通知である「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第13号）」も参照のこと。
「通所基準省令」	⇒ ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号） ※ 青森県が所管する指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準については、青森県児童福祉法施行条例（平成25年3月27日青森県条例第13号）の施行（平成25年4月1日施行）により、国の基準と同じものとしています。 ※ 当該基準省令の解釈通知である「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）」も参照のこと。
「入所基準について」	⇒ ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第13号）
「通所基準について」	⇒ ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）

- 「指導監査指針着眼点」 ⇒ ・ 障害者支援施設等に係る指導監査について（平成19年4月26日障発第0426003号）別添「障害者支援施設等指導監査指針」別紙「障害者支援施設等の主眼事項及び着眼点」
- 「被措置児童等虐待対応ガイドライン」 ⇒ ・ 被措置児童等虐待対応ガイドラインについて（平成21年3月31日雇児福発0331002号・障発第0331009号）
- 「感染症等発生時の報告について」 ⇒ ・ 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222001号・老発第0222001号）
- 「事故発生防止について」 ⇒ ・ 社会福祉施設等における事故の発生防止について（平成19年9月25日青健福第1315号）
- 「事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告について」 ⇒ ・ 「「社会福祉施設等における事故発生時の報告取扱要領」の一部改正について（平成25年6月25日青健福第763号）」による「社会福祉施設等における事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告取扱要領」（令和6年2月2日改正）
- 「入所報酬告示」 ⇒ ・ 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）
※ 当該報酬告示の留意事項通知である「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）」も参照のこと。
- 「通所報酬告示」 ⇒ ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）
※ 当該報酬告示の留意事項通知である「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）」も参照のこと。

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																				
<p>1 一般原則 提供するサービスについて、個人の尊厳の保持を旨とし、利用児童等の意向、希望等を尊重するよう配慮していますか。</p> <p>2 利用申込・契約 ア 利用申込みに当たり、障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、文書等を交付して重要事項等の説明を行い、同意を得ていますか。</p> <p>イ 契約が成立したときは、障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、必要事項を記載した書面を交付していますか。</p> <p>ウ サービスの提供開始に際し、受給者証によりサービス支給決定の有無等を確認していますか。</p> <p>エ 入所又は退所の際に、受給者証に受給者記載事項を記載するとともに、県に報告していますか。</p> <p>【障害児入所施設】</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>○ 利用児童等の意思及び人格を尊重し、常に当該児童等の立場に立って支援しなければならない。</p> <p>○ 施設の管理の都合により、児童等の生活を不当に制限してはならない。</p> <p>⇒【資料P1～P3（利用児等の状況）】</p> <p>○ 利用申込みに対し、サービスを選択するために必要な事項（運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決体制等）を、重要事項説明書やパンフレット等を交付して懇切丁寧に説明し、同意を得ていること。</p> <p>⇒説明方法</p> <table border="1" data-bbox="811 619 1571 680"> <tr> <td>障害の特性に応じた配慮</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>有</td> <td>・</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>重要事項説明書等の交付による説明</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>有</td> <td>・</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>無</td> </tr> </table> <p>○ 契約が成立したときは、障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、経営者の名称及び事務所の所在地、福祉サービスの内容、利用者が支払うべき額、サービスの提供年月日、苦情受付相談窓口等を記載した書面を交付すること。</p> <p>⇒契約方法</p> <table border="1" data-bbox="811 880 1766 939"> <tr> <td>必要事項を記載した書面の交付</td> <td><input type="checkbox"/>書面を交付</td> <td>・</td> <td><input type="checkbox"/>口頭</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>その他（</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>○ 受給者証によって、給付決定の有無、給付決定期間等を確認すること。</p> <p>○ 受給者証に受給者記載事項（施設の種類、名称、入所又は退所年月日等）を記載し、その記載事項を遅滞なく利用者の援護の実施主体である県に報告すること。</p>	障害の特性に応じた配慮	<input type="checkbox"/>	有	・	<input type="checkbox"/>	無	重要事項説明書等の交付による説明	<input type="checkbox"/>	有	・	<input type="checkbox"/>	無	必要事項を記載した書面の交付	<input type="checkbox"/> 書面を交付	・	<input type="checkbox"/> 口頭		<input type="checkbox"/> その他（			<p>基準(児童)第2条、第5条 入所基準省令第3条 通所基準省令第3条</p> <p>社会福祉法第76条 入所基準省令第6条、 第57条 通所基準省令第12条</p> <p>【契約書、重要事項説明書、パンフレット等】</p> <p>社会福祉法第77条 入所基準省令第6条、 第57条 通所基準省令第12条</p> <p>【契約書、重要事項説明書】</p> <p>入所基準省令第10条、 第57条 通所基準省令第17条</p> <p>入所基準省令第14条、 第57条</p>	
障害の特性に応じた配慮	<input type="checkbox"/>	有	・	<input type="checkbox"/>	無																			
重要事項説明書等の交付による説明	<input type="checkbox"/>	有	・	<input type="checkbox"/>	無																			
必要事項を記載した書面の交付	<input type="checkbox"/> 書面を交付	・	<input type="checkbox"/> 口頭																					
	<input type="checkbox"/> その他（																							

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
オ 利用契約をしたときは、受給者証に通所受給者記載事項を記載するとともに、市町村に報告していますか。 【児童発達支援センター】	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	○ 受給者証に通所受給者記載事項（当該事業者及び事業所の名称、当該指定児童発達支援の内容、契約支給量、契約日等）を記載し、その記載事項を遅滞なく市町村に報告すること。 なお、当該契約に係る指定児童発達支援の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定児童発達支援の量を記載すること。	通所基準省令第13条	
カ 正当な理由なくサービスの提供を拒んだりせず、適正に行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	○ 正当な理由がある場合とは、次のような場合であり、障害の程度や所得の多寡を理由に拒否することはできないこと。 ① 利用定員を超える利用申込みがあった場合 ② 入院治療の必要がある場合 ③ 利用申込者に対し、適切な支援を提供することが困難な場合	入所基準省令第7条、第57条 通所基準省令第14条	
キ 支援の利用について県（通所支援においては市町村又は障害児相談支援事業者）が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ		入所基準省令第8条、第57条 通所基準省令第15条	
ク 利用申込者に対し自らサービスを提供することが困難な場合は、適切な病院又は診療所、他の施設、他の事業者等を紹介する等必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない		入所基準省令第9条、第57条 通所基準省令第16条	
ケ 支給決定を受けていない者から利用申込みがあった場合は、意向を踏まえ、速やかに支給申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない		入所基準省令第11条、第57条 通所基準省令第18条	
コ 支給決定期間の終了（給付決定有効期間の終了）に伴う支給申請について、必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	○ 引き続きサービスを利用する意向がある者には、支給決定に要する市町村の標準処理期間を勧奨し、適切な時期に申請勧奨等の必要な援助を行うこと。	入所基準省令第11条、第57条 通所基準省令第18条	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄												
<p>3 支援計画等</p> <p>ア 支援計画の作成等</p> <p>(ア) 児童発達支援プログラムを策定していますか。 【児童発達支援センター】</p> <p>(イ) 策定したプログラムを公表していますか。 【児童発達支援センター】</p> <p>(ウ) 利用者の支援計画を作成していますか。 また、作成に当たっては、本人又は家族に説明し、同意を得ていますか。</p> <p>(エ) 支援計画の作成に当たっては、職員による計画作成に係る会議を開催していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>○ 令和6年4月1日から施行 (経過措置：令和7年3月31日までの間は「努力義務」とされている。)</p> <p>○ 支援計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等に関する調査結果及び本人の意見が尊重され又は家族の希望を踏まえ策定すること。 また、計画には、目標、内容（行事、日課等を含む）、支援を行う上での留意事項等を具体的に記載すること。</p> <p>○ 支援計画を作成した際には、本人又は家族に計画を提示、説明し、文書により同意を得ること。 ⇒ 個別支援計画策定に当たっての利用者支援上の基本指針</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p>○ 支援計画は、入所後適切な時期に、支援計画作成のための会議等の検討結果を踏まえた上で作成すること。 会議には必要な職員が参加し、必要に応じて、医師、理学療法士等のアドバイスを得ること。 ⇒ 個別支援計画策定に当たってのプロセス等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">利用者の状況把握</td> <td style="padding: 2px;">※保護者及び利用者への面接</td> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/>有 ・ <input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 2px;">支援計画策定期間</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 2px;">策定者及び決定者</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 2px;">策定手順・方法（関係職員、本人・関係者との協議状況）</td> </tr> </table>	利用者の状況把握	※保護者及び利用者への面接	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	支援計画策定期間			策定者及び決定者			策定手順・方法（関係職員、本人・関係者との協議状況）			<p>通所基準省令第26条の2</p> <p>基準(児童)第52条、第61条、第64条 入所基準省令第21条、第57条 通所基準省令第27条</p> <p>入所基準省令第21条、第57条 通所基準省令第27条</p> <p>【会議録】</p>	
利用者の状況把握	※保護者及び利用者への面接	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無														
支援計画策定期間																
策定者及び決定者																
策定手順・方法（関係職員、本人・関係者との協議状況）																

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄			
<p>(オ) 支援計画の実施状況を把握するとともに、必要に応じて見直していますか。</p> <p>(カ) 個別支援計画を特定相談支援事業者等にも交付していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>○ 支援計画作成後は、その実施状況の把握を行うとともに、利用者について解決すべき課題を把握、検討の上、必要に応じて計画の見直しを行うこと。 検討に当たっては、医療・福祉サービスの利用等による居宅生活の可能性についても行うこと。</p> <p>○ 見直しに当たっては、支援計画作成のための会議等を開催し（見直しは少なくとも6ヶ月に1回行うこと。）、見直し後の計画については保護者等の同意を文書により得ること。</p> <p>⇒ 個別支援計画見直しに当たってのプロセス等</p> <table border="1" data-bbox="811 533 1766 794"> <tr> <td>支援計画見直し時期</td> </tr> <tr> <td>策定者及び決定者</td> </tr> <tr> <td>策定手順・方法（関係職員、本人・関係者との協議状況）</td> </tr> </table>	支援計画見直し時期	策定者及び決定者	策定手順・方法（関係職員、本人・関係者との協議状況）	<p>入所基準省令第21条、第57条 通所基準省令第27条、第64条 【会議録、個別支援計画】 入所基準省令第21条、第57条 通所基準省令第27条</p>	
支援計画見直し時期							
策定者及び決定者							
策定手順・方法（関係職員、本人・関係者との協議状況）							

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄				
<p>イ 移行支援計画の作成等 (ア) 利用者の移行支援計画を作成していますか。 【障害児入所施設】</p> <p>(イ) 6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行っていますか。 【障害児入所施設】</p> <p>ウ 支援状況に関する諸記録を整備し、5年間保存していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>○ 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="842 332 1295 393"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">児童発達支援管理責任者</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">職名</td> <td style="width: 50%;">氏名</td> </tr> </table> <p>○ 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、15歳に達した障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を摘供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。</p> <p>○ 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。</p> <p>○ 5年間の保存が必要な記録</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 入所支援計画（児童発達支援計画）及び移行支援計画 ② 提供したサービスの記録 ③ 県（通所支援においては市町村）への通知に係る記録（入所基準省令第32条（第57条）・通所基準省令第35条関係） ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	児童発達支援管理責任者		職名	氏名	<p>入所基準省令第21条の2 令和6年4月1日施行</p> <p>入所基準省令第51条、 第57条 通所基準省令第54条</p>	
児童発達支援管理責任者								
職名	氏名							

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄				
<p>4 支援の実施状況</p> <p>ア 児童等に対する支援は適切に行われていますか。</p> <p>イ 利用者の希望等を勘案し、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしていますか。 【障害児入所施設】</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>○ 児童に対する次の処遇を適切に行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な生活習慣の自立に向けた取組 ・ 入院、通院している児童の看護、付添等 ・ 肢体、視覚、聴覚、音声、言語等の機能訓練（必要な児童） ・ 発達心理学的処遇（必要な児童） ・ おこづかい等の使途の指導 ・ 学校教育法による就学の配慮（就学準備、通学方法、PTA活動など） ・ 補習、就学猶予・免除者に対する指導などの施設内指導 <p>○ 学校を卒業した入所児童の適性、能力等に応じた職業指導を行うこと。</p> <p>○ 利用児等の入浴又は清しきは、適切な方法により行うこと。 特に、入浴予定日が行事日や祝日等に当たったため入浴が行われなかった場合、代替日を設けるなどにより入浴等を確保すること。</p> <p>○ 浴室、脱衣所は利用者の障害やプライバシーに配慮した構造になっていること。</p> <p>○ 同性介助に努めるなど利用者の人権に配慮すること。</p> <p>⇒ 入浴に関する方針、工夫等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">健康状態チェックの状況（体調不良者、褥そうのある者等）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">浴室、脱衣場の構造、保温の配慮</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">入浴回数等の利用児等の希望の勘案</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">同性介助の方針等</td> </tr> </table>	健康状態チェックの状況（体調不良者、褥そうのある者等）	浴室、脱衣場の構造、保温の配慮	入浴回数等の利用児等の希望の勘案	同性介助の方針等	<p>基準(児童)第50条、第55条、第59条、第61条、第64条、第67条 入所基準省令第25条、第57条 通所基準省令第30条</p> <p>指導監査指針着眼点第1の1(障害者支援施設等固有の利用者支援)(3) 基準(児童)第51条、第61条</p> <p>基準(児童)第10条3項 入所基準省令第38条、第57条</p>	
健康状態チェックの状況（体調不良者、褥そうのある者等）								
浴室、脱衣場の構造、保温の配慮								
入浴回数等の利用児等の希望の勘案								
同性介助の方針等								

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																																						
<p>ウ 衛生的な被服及び寝具を確保していますか。</p> <p>エ 排せつの介助及びトイレの環境は適切ですか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>⇒ 入浴の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="811 274 1766 450"> <thead> <tr> <th></th> <th>1週当たりの 実施日数 (日)</th> <th>対象者数 (人)</th> <th>1人1週当たり 回数 (回)</th> <th colspan="3">実施時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特浴</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>時</td> <td>分～</td> <td>時 分</td> </tr> <tr> <td>介助浴</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>時</td> <td>分～</td> <td>時 分</td> </tr> <tr> <td>一般浴</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>時</td> <td>分～</td> <td>時 分</td> </tr> <tr> <td>清しき</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>時</td> <td>分～</td> <td>時 分</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 排せつ介助のマニュアルが作成されているのが望ましい。 ② おむつ使用者に対する適切な介助が行われていること。おむつ交換時には、衝立・カーテン等を活用していること。 ③ トイレは換気、適切な薬品使用、防臭対策がなされ、毎日清掃され、汚れた場合は直ちに対応すること。 ④ トイレ等は利用者の特性に応じた工夫がなされているほか、保温及び利用児等のプライバシーの確保に配慮すること。 <p>⇒ 排せつ介助に関する方針等（排せつ介助が必要な児童が利用する施設は記入してください。）</p> <table border="1" data-bbox="811 910 1766 1174"> <tr> <td>おむつ使用者に対するおむつ外しのための働きかけ及び取り組み方法</td> </tr> <tr> <td>排せつ経過把握のための記録の整備</td> </tr> <tr> <td>排せつ介助時のプライバシー保護及び同性介助</td> </tr> </table>		1週当たりの 実施日数 (日)	対象者数 (人)	1人1週当たり 回数 (回)	実施時間帯			特浴				時	分～	時 分	介助浴				時	分～	時 分	一般浴				時	分～	時 分	清しき				時	分～	時 分	おむつ使用者に対するおむつ外しのための働きかけ及び取り組み方法	排せつ経過把握のための記録の整備	排せつ介助時のプライバシー保護及び同性介助	<p>指導監査指針着眼点第1の1(5)</p> <p>指導監査指針着眼点第1の1(4)</p>	
	1週当たりの 実施日数 (日)	対象者数 (人)	1人1週当たり 回数 (回)	実施時間帯																																						
特浴				時	分～	時 分																																				
介助浴				時	分～	時 分																																				
一般浴				時	分～	時 分																																				
清しき				時	分～	時 分																																				
おむつ使用者に対するおむつ外しのための働きかけ及び取り組み方法																																										
排せつ経過把握のための記録の整備																																										
排せつ介助時のプライバシー保護及び同性介助																																										

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄
<p>オ サービスを提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録していますか。</p> <p>また、支援を提供した記録については、支援の提供に係る適切な手続を確保する観点から、給付決定保護者からの確認を受けていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>○ 障害児入所施設は、入所支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>なお、当該記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えない。</p> <p>○ 児童発達支援センターは、児童発達支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を、支援の提供の都度記録しなければならない。</p>	<p>入所基準省令第15条、第57条</p> <p>通所基準省令第21条</p>	
<p>カ 支援に当たっては、暴力その他児童等の心身に有害な影響を与える行為はせず、児童等の権利擁護に配慮していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>○ 職員は児童等に対し、虐待や心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。</p> <p>虐待とは、次の行為をいう。</p> <p>① 児童等の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること。</p> <p>② 児童等にわいせつな行為をすること又は児童等にわいせつな行為をさせること。</p> <p>③ 児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置</p> <p>④ 児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な反応</p>	<p>児童福祉法第33条の10 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条 被措置児童等虐待対応ガイドライン 入所基準省令第3条、第42条、 通所基準省令第45条</p>	
<p>キ 障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備及び職員研修の実施等を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>○ 虐待の防止のための措置については、平成17年10月20日付け厚生労働省障害保健福祉部長通知「障害者(児)施設における虐待の防止について」を参照のこと。</p> <p>また、青森県社会的養護関係施設長会議により平成26年3月に発刊された「より適切な対応をめざすためのガイドブック」についても参照のこと。</p> <p>○ 被措置児童等虐待の予防については、直接的に被措置児童等虐待に対応するという観点だけではなく、被措置児童等に対するケアについて、組織として対応し、常日頃から、複数の関係者が被措置児童等の様子を見守り、コミュニケーションがとれる体制を作ること等、ケアの質の向上や、施設等における適切な体制整備を進めることが被措置児童等虐待の予防へつながることになる。</p>	<p>通所基準省令第45条</p> <p>被措置児童等虐待対応ガイドライン</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄																																							
ク 施設の管理の都合により、利用者の行動を不当に制限することのないようにしていますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>⇒ 実施状況</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="6">施設の体制・職員に対する取組</td> <td>規定・周知</td> <td>・虐待の防止のための措置に関する事項の運営規程等への規定及び職員への周知</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>研修</td> <td>・児童の権利、利用児童等への虐待についての研修の実施</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>処遇体制</td> <td>・暴力によらない指導を行う支援体制の構築 ・事例の検証など、体罰等の起こりやすい状況や場面についての職員間の話し合いの場の設置</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>初期対応</td> <td>・マニュアル作成など利用児童等への虐待が発生した場合に職員が採るべき対応や手続きの整備</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>密室防止</td> <td>・支援に当たっての複数体制の確保など、ケアの孤立化・密室化を防止する対策</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>透明性確保</td> <td>・児童相談所等行政機関による定期訪問調査・利用児童等との面接への対応</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施設の体制・職員に対する取組</td> <td>スーパーバイズ</td> <td>・困難事例への対応についてのケースカンファレンスの開催 ・スーパーバイザーの配置等による職員の資質向上</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>メンタルヘルス</td> <td>・安全衛生委員会の設置など職員のメンタルヘルスに対する対応</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">児童等・保護者に対する取組</td> <td>児童等への周知</td> <td>・「子どもの権利ノート」の作成及び配布 ・虐待に関する「しおり」などによる児童等の権利の保全や被害の救済方法についての説明</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>保護者への周知</td> <td>・虐待に関する「しおり」などによる保護者への施設の方針や対応などの説明</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>学習機会</td> <td>・児童等の年齢に応じ、子どもの権利に関する学習会の反復開催</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>意見表明、意見の聴取</td> <td>・「子どもの自治会」の開催など、施設運営に対する子どもの意見が反映される場の設置 ・「意見箱」の設置など、子どもの意見を汲み取る仕組みの構築 ・担当職員のみならず、複数の職員（第三者委員を含む）による児童との面接の機会の確保</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> </table> <p>○ 当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならないこと。</p>	施設の体制・職員に対する取組	規定・周知	・虐待の防止のための措置に関する事項の運営規程等への規定及び職員への周知	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	研修	・児童の権利、利用児童等への虐待についての研修の実施	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	処遇体制	・暴力によらない指導を行う支援体制の構築 ・事例の検証など、体罰等の起こりやすい状況や場面についての職員間の話し合いの場の設置	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	初期対応	・マニュアル作成など利用児童等への虐待が発生した場合に職員が採るべき対応や手続きの整備	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	密室防止	・支援に当たっての複数体制の確保など、ケアの孤立化・密室化を防止する対策	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	透明性確保	・児童相談所等行政機関による定期訪問調査・利用児童等との面接への対応	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	施設の体制・職員に対する取組	スーパーバイズ	・困難事例への対応についてのケースカンファレンスの開催 ・スーパーバイザーの配置等による職員の資質向上	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	メンタルヘルス	・安全衛生委員会の設置など職員のメンタルヘルスに対する対応	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	児童等・保護者に対する取組	児童等への周知	・「子どもの権利ノート」の作成及び配布 ・虐待に関する「しおり」などによる児童等の権利の保全や被害の救済方法についての説明	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	保護者への周知	・虐待に関する「しおり」などによる保護者への施設の方針や対応などの説明	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	学習機会	・児童等の年齢に応じ、子どもの権利に関する学習会の反復開催	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	意見表明、意見の聴取	・「子どもの自治会」の開催など、施設運営に対する子どもの意見が反映される場の設置 ・「意見箱」の設置など、子どもの意見を汲み取る仕組みの構築 ・担当職員のみならず、複数の職員（第三者委員を含む）による児童との面接の機会の確保	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	入所基準省令第41条、第57条 通所基準省令第44条、 第64条	
施設の体制・職員に対する取組	規定・周知	・虐待の防止のための措置に関する事項の運営規程等への規定及び職員への周知		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																																							
	研修	・児童の権利、利用児童等への虐待についての研修の実施		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																																							
	処遇体制	・暴力によらない指導を行う支援体制の構築 ・事例の検証など、体罰等の起こりやすい状況や場面についての職員間の話し合いの場の設置		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																																							
	初期対応	・マニュアル作成など利用児童等への虐待が発生した場合に職員が採るべき対応や手続きの整備		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																																							
	密室防止	・支援に当たっての複数体制の確保など、ケアの孤立化・密室化を防止する対策		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																																							
	透明性確保	・児童相談所等行政機関による定期訪問調査・利用児童等との面接への対応	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																																								
施設の体制・職員に対する取組	スーパーバイズ	・困難事例への対応についてのケースカンファレンスの開催 ・スーパーバイザーの配置等による職員の資質向上	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																																								
	メンタルヘルス	・安全衛生委員会の設置など職員のメンタルヘルスに対する対応	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																																								
児童等・保護者に対する取組	児童等への周知	・「子どもの権利ノート」の作成及び配布 ・虐待に関する「しおり」などによる児童等の権利の保全や被害の救済方法についての説明	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																																								
	保護者への周知	・虐待に関する「しおり」などによる保護者への施設の方針や対応などの説明	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																																								
	学習機会	・児童等の年齢に応じ、子どもの権利に関する学習会の反復開催	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																																								
	意見表明、意見の聴取	・「子どもの自治会」の開催など、施設運営に対する子どもの意見が反映される場の設置 ・「意見箱」の設置など、子どもの意見を汲み取る仕組みの構築 ・担当職員のみならず、複数の職員（第三者委員を含む）による児童との面接の機会の確保	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																																								

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>ケ やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録していますか。</p> <p>コ 身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていますか。</p> <p>サ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていますか。 (ア) 委員会を定期的に開催し、その結果について、従業員に周知徹底を図っていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>○ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>○ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>○ 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。 指針に基づく研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず研修を実施することが重要である。</p> <p>○ 虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。 なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。 虐待防止委員会の開催に必要な人数については、施設長や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業員に周知徹底することが必要である。 虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、身体拘束検討委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。 従業員に周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業員の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。</p>	<p>入所基準省令第42条 通所基準省令第45条</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄							
(イ) 研修を定期的実施していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	○ 定期的な研修（年1回以上）の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該施設の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的に研修を実施すること。 なお、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容について記録することが必要である。	社会福祉法第82条 入所基準省令第47条、 第57条 通所基準省令第50条 【苦情解決に関する関係資料】								
(ウ) 上記の措置を適切に実施するための担当を設置していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th colspan="2">担当者職・氏名</th></tr> <tr><th>職名</th><th>氏名</th></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>			担当者職・氏名		職名	氏名			
担当者職・氏名											
職名	氏名										
シ 苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	○ 留意事項 ① 苦情解決体制に当たっては、実施要綱等が文書で定められ、苦情解決責任者、苦情受付担当者等が設置されていること。 ② 施設内への掲示、パンフレット等により苦情解決体制が周知されていること。 ③ 受け付けられた苦情が要綱等により適切に処理され、必要に応じて運営適正化委員会に斡旋依頼すること。 ⇒ 実施状況 ※和暦を記入してください。									
5 健康管理 ア 医務室を設置し、治療に必要な機械器具等を備えていますか。 【30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設を除く】	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	⇒ 医務室の状況 ※和暦を記入してください。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>医療法上の届出等</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> <td>有の場合→ 年月日・番号 年 月 日 号</td> </tr> </table> ⇒ 医薬品・衛生材料の購入状況（医療型の入所施設は記入不要）（ 年度） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th colspan="2">主な購入品名</th></tr> <tr><td>医薬品</td><td> </td></tr> <tr><td>衛生材料</td><td> </td></tr> </table>	医療法上の届出等	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	有の場合→ 年月日・番号 年 月 日 号	主な購入品名		医薬品		衛生材料	
医療法上の届出等	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	有の場合→ 年月日・番号 年 月 日 号									
主な購入品名											
医薬品											
衛生材料											

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄																																												
イ 入所者に対し、入所時の健康診断、少なくとも、年2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>○ 障害児の健康管理の把握に努め、医師、又は看護師等その他適切な者を健康管理責任者とし、障害児の健康状況に応じて健康保持のための適切な措置を講じること。</p> <p>⇒ <u>定期健康診断(前年度の実施状況)</u> ※和暦を記入してください。</p> <p>《内科》</p> <table border="1" data-bbox="811 388 1764 508"> <tr> <td></td> <td>1回目</td> <td>2回目</td> <td>定期健康診断を受診できなかった場合の取扱い</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施日</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施機関</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>《歯科》</p> <table border="1" data-bbox="811 563 1764 683"> <tr> <td></td> <td>1回目</td> <td>2回目</td> <td>定期健康診断を受診できなかった場合の取扱い</td> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施日</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施機関</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>⇒ <u>入所時の健康診断の実施状況</u></p> <table border="1" data-bbox="811 738 1764 826"> <tr> <td>入所時の健康診断の実施状況</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> <td>入所時の健康診断を受診できなかった場合の取扱い</td> </tr> <tr> <td>実施機関</td> <td>内科 歯科</td> <td></td> </tr> </table> <p>⇒ <u>健康診断の記録等の状況</u></p> <table border="1" data-bbox="811 880 1764 939"> <tr> <td>健康診断記録簿</td> <td>健康診断記録簿がない場合の記録の状況</td> <td>身長・体重の測定</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> <td></td> <td>年 回</td> </tr> </table> <p>※ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第12条において、「児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。」としている。</p> <p>学校保健安全法第13条及び学校保健安全法施行規則（昭和33年6月13日文部省令第18号）第6条第1項に、毎学年定期に実施する児童生徒等の健康診断の検査項目が列記されており、身長、体重及び座高、栄養状態、視力及び聴力、結核の有無、心臓の疾病及び異常の有無などのほか、「歯及び口腔の疾病及び異常の有無」についても検査することとしている。</p> <p>歯科健康診断についても、1年に2回の定期健康診断として実施する必要がある。</p> <p>※ 児童が通学する学校において健康診断が行われ、<u>その健康診断の結果を児童福祉施設の長が把握した場合は</u>、児童福祉施設の長が行うものとされた定期の健康診断又は臨時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</p>		1回目	2回目	定期健康診断を受診できなかった場合の取扱い	人数	人	人		実施日	年 月 日	年 月 日		実施機関					1回目	2回目	定期健康診断を受診できなかった場合の取扱い	人数	人	人		実施日	年 月 日	年 月 日		実施機関				入所時の健康診断の実施状況	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	入所時の健康診断を受診できなかった場合の取扱い	実施機関	内科 歯科		健康診断記録簿	健康診断記録簿がない場合の記録の状況	身長・体重の測定	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		年 回	<p>基準(児童)第12条 入所基準省令第28条、 第57条 通所基準省令第33条</p> <p>【健康診断記録】</p> <p>基準(児童)第12条 入所基準省令第28条、第 57条 通所基準省令第33条</p> <p>基準(児童)第12条 入所基準省令第28条、 第57条 通所基準省令第33条</p>	
	1回目	2回目	定期健康診断を受診できなかった場合の取扱い																																													
人数	人	人																																														
実施日	年 月 日	年 月 日																																														
実施機関																																																
	1回目	2回目	定期健康診断を受診できなかった場合の取扱い																																													
人数	人	人																																														
実施日	年 月 日	年 月 日																																														
実施機関																																																
入所時の健康診断の実施状況	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	入所時の健康診断を受診できなかった場合の取扱い																																														
実施機関	内科 歯科																																															
健康診断記録簿	健康診断記録簿がない場合の記録の状況	身長・体重の測定																																														
<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		年 回																																														

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄						
<p>ウ MRSA、疥癬、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症予防のための必要な措置を講じていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>○ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を図ること。</p> <p>⇒ 感染症発生防止措置等の内容</p> <table border="1" data-bbox="811 360 1766 508"> <thead> <tr> <th data-bbox="811 360 1185 393">予防対策</th> <th data-bbox="1185 360 1766 393">実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="811 393 1185 508"></td> <td data-bbox="1185 393 1766 508"></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては児童との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び児童に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。</p> <p>○ 職員に対し、年1回以上の衛生管理に関する研修を実施すること。</p>	予防対策	実施状況			<p>基準(児童)第10条 入所基準省令第38条、 第57条 通所基準省令第41条</p> <p>【感染症対応マニュアル等】</p> <p>感染症等発生時の報告について</p> <p>感染症等発生時の報告について</p>			
予防対策	実施状況									
<p>エ 利用者の使用する設備及び使用する水の衛生上必要な措置を講じていますか。 また、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>○ 障害児施設は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業員が感染源となることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じること。</p>	<p>入所基準省令第38条第1項、第57条 通所基準省令第41条第1項</p>							
<p>オ 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じていますか。 (ア) 委員会を開催し、その結果について、従業員に周知徹底を図っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>○ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（「感染対策委員会」という。）については、幅広い職種により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。また、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は概ね3月に1回以上、定期的で開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。</p> <p>なお、感染対策委員会は、他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、取り扱う事項等は相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</p> <p>感染対策委員会の結果について、従業員に周知徹底を図ること。</p> <table border="1" data-bbox="811 1376 1573 1433"> <tr> <td data-bbox="811 1376 1154 1409">感染対策担当者職氏名</td> <td data-bbox="1154 1376 1265 1409">職名</td> <td data-bbox="1265 1376 1573 1409"></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1154 1409 1265 1433">氏名</td> <td data-bbox="1265 1409 1573 1433"></td> </tr> </table>	感染対策担当者職氏名	職名			氏名		<p>入所基準省令第38条第2項、第57条 通所基準省令第41条第2項</p>	
感染対策担当者職氏名	職名									
	氏名									

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(イ) 指針を整備していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>○ 指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定すること。 平常時の対策としては、施設内の衛生管理、日常の支援に係る感染対策等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告が想定される。また、発生時における施設内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。</p>		
(ウ) 研修並びに訓練を定期的 実施していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>○ 定期研修（年2回以上）の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設等における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。また、新規採用時には別に研修を実施すること。 なお、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても当該施設の指針が周知されるようにすること。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、実態に応じ行うこと。</p> <p>○ 訓練（年2回以上）においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施すること。なお、実施の方法については机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施すること。</p>		
カ 感染症等が発生した場合の報告体制を整備していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>○ 施設長は、次の①、②又は③の場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。</p> <p>① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合</p> <p>② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全児童の半数以上発生した場合</p> <p>③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合</p>	感染症等発生時の報告について	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄																																								
<p>キ 緊急時や入院治療を必要とする利用者のために、協力医療機関を定めていますか。</p> <p>ケ 協力医療機関等と新興感染症の発生時等の対応について協議を行っていますか。 【福祉型障害児入所施設】</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>○ 食中毒及び感染症の発生の際は、平成25年6月25日付け青健福第763号「「社会福祉施設等における事故発生時の報告取扱要領」の一部改正について（令和6年2月2日改正）」により報告※すること。（第一報は、文書作成を待たずに電話又はFAX等により遅滞なく行うこと。）</p> <p>※ 報告を要する感染症については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）第6条第1項に定める感染症のうち、5類感染症以外のものとしているが、5類感染症であっても、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ又は感染性胃腸炎が施設又は事業所内にまん延する等の状態になった場合には報告すること。</p> <p>⇒ 感染症予防対策</p> <table border="1" data-bbox="811 591 1766 710"> <tr> <td>衛生管理研修の実施</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>有</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>感染症発生時の報告体制（内部報告体制を含む）の確立</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>有</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>昨年度から自主点検表作成時までの食中毒・感染症発生の有無</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>有</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>上記に係る食中毒・感染症発生の報告</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>有</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>無</td> </tr> </table> <p>○ 障害児の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、協力医療機関へ速やかに連絡する等の必要な措置を講じなければならないこと。 また、協力医療機関との間で、あらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p> <p>⇒ 協力医療機関</p> <table border="1" data-bbox="811 938 1766 1087"> <tr> <td>医療機関名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>診療科目</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設からの距離</td> <td>km</td> <td>km</td> <td>km</td> </tr> <tr> <td>契約の有無</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>契約金額（年額）</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>○ 障害児入所施設にあっては、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p> <p>○ 障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同上第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</p> <p>○ 障害児入所援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</p>	衛生管理研修の実施	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	感染症発生時の報告体制（内部報告体制を含む）の確立	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	昨年度から自主点検表作成時までの食中毒・感染症発生の有無	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	上記に係る食中毒・感染症発生の報告	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	医療機関名				診療科目				施設からの距離	km	km	km	契約の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	契約金額（年額）	円	円	円	<p>事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告について</p> <p>入所基準省令第39条 通所基準省令第42条 【契約書等】</p> <p>入所基準省令第39条、 第56条</p> <p>入所基準省令第39条、 第56条</p>	
衛生管理研修の実施	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無																																								
感染症発生時の報告体制（内部報告体制を含む）の確立	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無																																								
昨年度から自主点検表作成時までの食中毒・感染症発生の有無	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無																																								
上記に係る食中毒・感染症発生の報告	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無																																								
医療機関名																																												
診療科目																																												
施設からの距離	km	km	km																																									
契約の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																																									
契約金額（年額）	円	円	円																																									

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄																														
<p>ケ 医師、嘱託医及び看護師の勤務状態は適切ですか。 また、医師による個々の利用者の心身状況に応じた医学的管理、看護師への指示等が適切に行われていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>○ 留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医師・嘱託医との契約が適切に行われ、契約どおりの勤務が行われていること。 ② 看護師は常に看護業務に従事できる勤務体制になっていること。 ③ 医師や看護師による健康相談を受けることができること。 ④ 健康管理のためのマニュアル等が用意されているのが望ましいこと。 <p>⇒ 医師の勤務状況（医療型の入所施設は記入不要）</p> <table border="1" data-bbox="811 447 1629 563"> <thead> <tr> <th>医師氏名</th> <th>勤務形態</th> <th>勤務状況</th> <th>契約年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>常勤・<input type="checkbox"/>嘱託</td> <td>週 日/1日 時間</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>常勤・<input type="checkbox"/>嘱託</td> <td>週 日/1日 時間</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>常勤・<input type="checkbox"/>嘱託</td> <td>週 日/1日 時間</td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>	医師氏名	勤務形態	勤務状況	契約年月日		<input type="checkbox"/> 常勤・ <input type="checkbox"/> 嘱託	週 日/1日 時間	年 月 日		<input type="checkbox"/> 常勤・ <input type="checkbox"/> 嘱託	週 日/1日 時間	年 月 日		<input type="checkbox"/> 常勤・ <input type="checkbox"/> 嘱託	週 日/1日 時間	年 月 日	<p>指導監査指針着眼点第1の1(6)</p>															
医師氏名	勤務形態	勤務状況	契約年月日																															
	<input type="checkbox"/> 常勤・ <input type="checkbox"/> 嘱託	週 日/1日 時間	年 月 日																															
	<input type="checkbox"/> 常勤・ <input type="checkbox"/> 嘱託	週 日/1日 時間	年 月 日																															
	<input type="checkbox"/> 常勤・ <input type="checkbox"/> 嘱託	週 日/1日 時間	年 月 日																															
<p>コ 利用児が入院後おおむね3か月以内に退院することが見込まれるときは、本人の希望等を勘案し、必要な便宜を供与するとともに、退院後は再び当該施設に円滑に入所できるようにしていますか。 【障害児入所施設】</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 事故発生の防止のため、次の点に留意して安全管理体制を確立すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者、管理者自らが安全管理の重要性を認識し、組織的に安全管理体制の整備に努めること。 ・ 事故発生の防止のための指針等の作成及び必要に応じた見直しに努めること。また、その内容等について、定期的に研修会を開催するなど全職員への周知徹底を図ること。 ・ 事故やヒヤリハット事例が発生した際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じること。 <p>⇒ 安全管理体制の状況</p> <table border="1" data-bbox="811 1199 1766 1348"> <tbody> <tr> <td>責任者の設置等管理体制の整備</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>有</td> <td>・</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>指針（マニュアル）の作成</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>有</td> <td>・</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>職員研修の実施</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>有</td> <td>・</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>ヒヤリ・ハット事例の報告作成</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>有</td> <td>・</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>その他（ ）</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>有</td> <td>・</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table>	責任者の設置等管理体制の整備	<input type="checkbox"/>	有	・	<input type="checkbox"/>	無	指針（マニュアル）の作成	<input type="checkbox"/>	有	・	<input type="checkbox"/>	無	職員研修の実施	<input type="checkbox"/>	有	・	<input type="checkbox"/>	無	ヒヤリ・ハット事例の報告作成	<input type="checkbox"/>	有	・	<input type="checkbox"/>	無	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	有	・	<input type="checkbox"/>	無	<p>入所基準省令第30条、第57条</p>	<p>事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告について</p>
責任者の設置等管理体制の整備	<input type="checkbox"/>	有	・	<input type="checkbox"/>	無																													
指針（マニュアル）の作成	<input type="checkbox"/>	有	・	<input type="checkbox"/>	無																													
職員研修の実施	<input type="checkbox"/>	有	・	<input type="checkbox"/>	無																													
ヒヤリ・ハット事例の報告作成	<input type="checkbox"/>	有	・	<input type="checkbox"/>	無																													
その他（ ）	<input type="checkbox"/>	有	・	<input type="checkbox"/>	無																													
<p>サ 事故発生の防止のための安全管理体制を整備していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ																																	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄																									
<p>シ 事故・不祥事案及び感染症等が発生した場合、県、市町村及び利用児童等の家族等に速やかに連絡していますか。</p> <p>また、事故・不祥事案及び感染症等の発生時からの記録等を整備していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用児童等への支援提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこと。 ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録すること。 ・ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。 ・ 損害賠償保険への加入が望ましいこと。 <p>○ 平成25年6月25日付け青健福第763号「社会福祉施設等における事故発生時の報告取扱要領」の一部改正について（令和6年2月2日改正）」による報告が必要な範囲は、次のとおり。</p> <p>① 児童の負傷又は死亡事故その他重大な人身事故の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 施設内における事故のほか、送迎・通院等の間の事故を含む。 ※ 負傷の程度については、外部の医療機関で受診（入院程度）を要したものと及び後遺障害が残る可能性があるもの。 ※ 施設側の過誤、過失の有無は問わない。 ※ 児童が病気等により死亡した場合であっても、死因等に係る疑義により家族とトラブルになったときは報告を要する。 <p>② 食中毒及び感染症の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 前記「感染症等が発生した場合の報告」を参照のこと。 <p>③ 職員（従業員）の法令違反、不祥事案等の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 児童からの預り金の横領、児童への虐待など児童の処遇に影響のあるものについても報告すること。 <p>④ その他、報告が必要と認められる事故の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 児童の無断外出等による行方不明者の発生等児童の生命、身体に重大な結果を生じるおそれがある事案が発生している場合等についても報告すること。 <p>⇒ 事故の発生状況（昨年度から自主点検表作成時までの状況）※和暦を記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="811 1025 1766 1285"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>事故等の内容</th> <th>処理・対策の状況</th> <th>記録の有無</th> <th>報告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記の①～④に該当する事故について記入してください。（欄が不足する場合は別紙として記載可）</p>	発生年月日	事故等の内容	処理・対策の状況	記録の有無	報告	年 月 日			<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	年 月 日			<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	年 月 日			<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	年 月 日			<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<p>入所基準省令第49条、第57条 通所基準省令第52条</p> <p>事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告について</p>	
発生年月日	事故等の内容	処理・対策の状況	記録の有無	報告																									
年 月 日			<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																									
年 月 日			<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																									
年 月 日			<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																									
年 月 日			<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																									

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
ス 非常災害に対する具体的計画を立てていますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	○ 児童福祉施設においては、非常災害に対する具体的計画を立てる必要がある。 【具体的な項目例】 立地条件、災害に関する情報の入手方法、災害時の連絡先及び通信手段の確認、避難を開始する時期・判断基準、避難場所、避難経路、避難方法、災害時の人員体制・指揮系統、関係機関との連絡体制	基準(児童)第6条 児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(平成28年9月9日付雇児総発0909第2号)	
セ 児童の安全の確保を図るため安全計画を策定し必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	○ 児童福祉施設は、児童の安全の確保を図るため、当該施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた当該施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他当該施設における安全に関する事項の計画を策定する必要がある。また、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。	基準(児童)第6条の3	
(ア) 安全計画を策定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ		入所基準省令第37条の2、第57条	
(イ) 職員に対し、安全計画について周知し、研修及び訓練を定期的実施していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ		通所基準省令第40条の2	
(ウ) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していますか。 【児童発達支援センター】	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ			
ソ 自動車を運行する場合の所在の確認等について	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	○ 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。	基準(児童)第6条の4	
(ア) 児童の移動等のために自動車を運行するときは、児童の所在を確認していますか。	<input type="checkbox"/> 該当しない		入所基準省令第37条の3、第57条	
(イ) 送迎を目的とした自動車に車内の児童の見落としを防止する装置を備えていますか。 【児童発達支援センター】	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	○ 児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運航するときは、当該自動車にブザーその他の社内の児童の見落としを防止する装置(「ブザー等」という。)を備え、これを用いて上記に記載してある所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。	通所基準省令第40条の3	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄
<p>6 食事サービス</p> <p>ア 個別支援計画に基づいた適切な食事サービスを提供していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>○ 留意事項</p> <p>① 利用者の心身状況に応じた調理内容、食事内容になっていること。（刻み食、ミキサーなど）</p> <p>② 利用者の身体状況に応じた食事のための自助具の活用がなされていること。</p> <p>⇒ 実施状況</p> <p>1 実施形態</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 施設直接実施 <input type="checkbox"/> 他施設との併用（施設名： _____） <input type="checkbox"/> 業者委託 ①業者名（ _____ ） ②委託内容（ _____ ） <input type="checkbox"/> 未実施（通所施設に限る） </div> <p>2 調理場所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 施設内 <input type="checkbox"/> 施設外 ①場所（ _____ ） ②運搬方法（ _____ ） </div> <p>3 利用者の身体状況に合わせた調理及び自助具等の配慮</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	<p>基準(児童)第11条 入所基準省令第26条、 第57条 通所基準省令第31条</p>	
<p>イ 食事の時間は適切ですか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>○ 食事の時間は、利用者の希望を考慮し、家庭生活に近いものとする事。 （食事の時間に関する基準はないが、夕食については午後6時以降が望ましい。早くても午後5時以降とすること。）</p> <p>⇒ 食事の時間</p> <p>朝食 時 分 昼食 時 分 夕食 時 分</p>	<p>指導監査指針着眼点第1の1(2)</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																
ウ 利用者の嗜好を考慮した献立 としていますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>○ 留意事項</p> <p>① 定期的に嗜好調査及び残食調査を行い、その結果を献立に反映させること。</p> <p>② できる限り変化に富んだ献立とすること。</p> <p>⇒ 実施状況</p> <p>嗜好調査及び残食調査 (年度) ※和暦を記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="842 475 1766 766"> <thead> <tr> <th></th> <th>調査回数</th> <th>記録の有無</th> <th>具体的実施方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嗜好調査</td> <td>回</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残食調査</td> <td>回</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査結果の 献立への具 体的反映</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>		調査回数	記録の有無	具体的実施方法	嗜好調査	回	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		残食調査	回	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		調査結果の 献立への具 体的反映				指導監査指針着眼点第1の 1(2) 基準(児童)第11条	
	調査回数	記録の有無	具体的実施方法																	
嗜好調査	回	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																		
残食調査	回	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																		
調査結果の 献立への具 体的反映																				

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄																											
<p>エ 必要な栄養所要量を確保していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>⇒ 実施状況</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>栄養士の配置</p> <p><input type="checkbox"/>有 → 配置状況</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/>管理栄養士（常勤）</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/>栄養士（常勤）</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/>管理栄養士又は栄養士（非常勤）</p> <p><input type="checkbox"/>無 → 管理栄養等の方法 ()</p> </div> <p>※ 40人以下の障害児を入所させる福祉型障害児入所施設・40人以下の障害児を通わせる児童発達支援センターにあっては、栄養士を置かないことができるが、栄養士を置かない場合は、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について、保健所の指導を受けること。</p> <p>※ 児童福祉施設における食事の提供に当たっては、平成27年3月31日雇児発0331第1号・障発0331第16号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」通知別紙「食事摂取基準」によることとされている。</p> <p>食事の提供に当たっては、子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画（食事計画）を立てるとともに、摂食機能や食行動の発達を促すよう食品や調理方法に配慮した献立作成を行い、それに基づき実施すること。</p> <p>また、計画どおりに調理及び提供が行われたか評価を行うこと。</p>	<p>指導監査指針着眼点第1の1(2)</p> <p>基準(児童)第49条 入所基準省令第4条 通所基準省令第6条</p>																												
<p>オ 検食を適切に実施していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>○ 留意事項</p> <p>① 検食は利用者が食事をする前に実施すること。</p> <p>② 検食者は調理員以外の複数の職種で交代して当たるのが望ましいこと。</p> <p>③ 検食結果は検食簿に記録すること。</p> <p>⇒ 実施状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">検食時間</th> <th colspan="3" style="width: 60%;">検食者</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">記録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝食</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>昼食</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td style="text-align: center;">:</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「検食者」欄は、職名を記入し、「計」欄には、1回当たりの検食者数を記入すること。</p>	検食時間	検食者			記録		朝食	:			計	人	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	昼食	:			計	人	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	夕食	:			計	人	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<p>平成9年3月31日社援第65号「社会福祉施設における衛生管理について」</p>	
検食時間	検食者			記録																											
朝食	:			計	人	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																									
昼食	:			計	人	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																									
夕食	:			計	人	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																									

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄																
カ 保存食を適切に実施していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>○ 保存食は、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度清潔な容器に入れ、マイナス20℃以下で2週間以上保存すること。</p> <p>○ 原材料は、購入した状態で保存すること。</p> <p>⇒ 実施状況</p> <p>① 保存期間 <u> </u> 日間</p> <p>② 保存量 <u> </u> 原材料 <u> </u> g <u> </u> 調理済み食品 <u> </u> g</p> <p>③ 冷凍庫の温度 <u> </u> °C</p>	平成9年3月31日社援第65号「社会福祉施設における衛生管理について」 平成9年3月31日社援第117号「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」																	
キ 食材の発注、検収を適切に行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>○ 留意事項</p> <p>① 食材の発注は、予定献立に基づき責任者の確認を得て行うこと。</p> <p>② 検収は発注者とは別の職員が実施し、検収場所は非汚染作業区域及び清潔作業区域とは明確に区別すること。</p>	平成9年3月31日社援第65号「社会福祉施設における衛生管理について」																	
ク 備蓄食品の管理及び受払いを適切に行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>○ 留意事項</p> <p>① 備蓄食品は受払簿により適切に管理し、職員等による施設からの持ち出しがないよう管理されていること。</p> <p>② 備蓄食品の衛生管理には十分留意すること。</p>	平成9年3月31日社援第65号「社会福祉施設における衛生管理について」																	
ケ 衛生自主管理点検を行い、その結果を記録していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>○ 厨房内の衛生自主点検を実施し、点検簿に記録すること。</p> <table border="1" data-bbox="842 968 1655 1113"> <tr> <td rowspan="5">衛生自主管理 点検の状況 (前年度)</td> <td>調理施設の点検表</td> <td><input type="checkbox"/>有 (点検頻度)</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>従事者等の衛生管理点検表</td> <td><input type="checkbox"/>有 (点検頻度)</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>原材料の取扱い等点検表</td> <td><input type="checkbox"/>有 (点検頻度)</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>調理器具等及び使用水の点検表</td> <td><input type="checkbox"/>有 (点検頻度)</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>調理等における点検表</td> <td><input type="checkbox"/>有 (点検頻度)</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> </tr> </table> <p>* 点検頻度については、プルダウンメニューから選択すること。</p>	衛生自主管理 点検の状況 (前年度)	調理施設の点検表	<input type="checkbox"/> 有 (点検頻度)	<input type="checkbox"/> 無	従事者等の衛生管理点検表	<input type="checkbox"/> 有 (点検頻度)	<input type="checkbox"/> 無	原材料の取扱い等点検表	<input type="checkbox"/> 有 (点検頻度)	<input type="checkbox"/> 無	調理器具等及び使用水の点検表	<input type="checkbox"/> 有 (点検頻度)	<input type="checkbox"/> 無	調理等における点検表	<input type="checkbox"/> 有 (点検頻度)	<input type="checkbox"/> 無	平成9年3月31日社援第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	
衛生自主管理 点検の状況 (前年度)	調理施設の点検表	<input type="checkbox"/> 有 (点検頻度)		<input type="checkbox"/> 無																
	従事者等の衛生管理点検表	<input type="checkbox"/> 有 (点検頻度)		<input type="checkbox"/> 無																
	原材料の取扱い等点検表	<input type="checkbox"/> 有 (点検頻度)		<input type="checkbox"/> 無																
	調理器具等及び使用水の点検表	<input type="checkbox"/> 有 (点検頻度)		<input type="checkbox"/> 無																
	調理等における点検表	<input type="checkbox"/> 有 (点検頻度)	<input type="checkbox"/> 無																	
コ 食器等の洗浄、保管を適切に行っていますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>○ 食器及び炊事用具の洗浄、消毒、保管を適切に行うこと。</p>	基準(児童)第10条																	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄
<p>サ 調理業務を外部委託する場合、施設内の調理室を使用して調理していますか。</p> <p>また、障害児の特性に応じた食事の提供が行われるよう、きめ細やかな配慮を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 留意事項</p> <p>① 調理業務を外部委託することは可能だが、調理に当たっては施設内の調理室を使用すること。したがって、施設外で調理し、搬入する方法は認められない。</p> <p>② 受託業者との間で調理業務担当者の業務に係る契約（以下「業務契約」という。）を締結するに当たり、受託業者に対し、施設における調理業務は、単に食事を作るというだけでなく、摂食制限に応じた食材の提供、食事の加工等きめ細やかな配慮を行い、障害児の特性に応じた食事を提供する目的を有するといった考え方を認識させること。</p> <p>③ 業務契約を締結するに当たり、調理業務担当者は、食事の調理のみならず、障害児の障害状況を考慮し、医師等から栄養、食材等の制限についての情報を入手し、指導を受けて食材の選定や献立の作成、食事の加工が必要な障害児への対応を行うほか、食材の障害児への説明、障害児との食事を行うなど、障害児とふれあう業務も担当することを盛り込んだ契約書を取り交わすこと。</p> <p>④ 受託業者又は調理業務担当者が確実に③の契約内容に沿って調理担当業務を行うようにするために必要な措置を講ずること。（一例として次に掲げる内容を契約に盛り込むことなどが考えられる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調理業務担当者は、業務を行うに当たっては、児童指導員その他の施設職員と密接な連携を取ること。 ・ 受託業者及び調理業務担当者は、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならないこと。 ・ 受託業者又は調理業務担当者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと施設が認めるとき、その他受託業者又は調理業務担当者が適正な調理業務を遂行する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても施設側において当該契約を解除できること。 	<p>基準(児童)第49条 平成18年3月31日障発第0331011号「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について」</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>7 利用者負担額等</p> <p>ア 利用者負担額を適正に保護者から受領していますか。</p> <p>イ 代理受領により障害児入所給付費・通所給付費の支給を受けた場合に、保護者に対しその額を通知していますか。</p> <p>ウ 償還払い方式の場合に、サービス提供証明書を保護者に交付していますか。</p> <p>エ 保護者に求めることができる金銭の支払いを、一定のルールのもとに定めていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>○ 留意事項</p> <p>① 書面（契約書、重要事項説明書）に基づき、適正に受領すること。 （利用者負担額が生じる場合は、必ず徴収しなければならないこと。）</p> <p>② 徴収額は、受給者証に記載されている利用者負担上限額の範囲内であること。</p> <p>○ 償還払い方式の場合、保護者が障害児入所給付費・通所給付費の請求をする上で必要な事項（提供した支援の内容、費用の額等）を記載したサービス提供証明書を利用者へ交付すること。</p> <p>○ 給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接障害児等の便宜を向上させるものであって、当該給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限る。 金銭支払を求める際には、当該金銭の用途及び額並びに当該給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について、書面によって明らかにするとともに同意を得なければならない。 これは障害児やその家族等に対して寄附金を強要することや、曖昧な名目による不適切な金銭の支払いを求めることを禁じる趣旨である。 なお、障害児等の便宜を向上させるものについては、一定のルールのもとに給付決定保護者に金銭の支払を求めることは差し支えない。</p>	<p>入所基準省令第17条、第54条 通所基準省令第23条</p> <p>入所基準省令第19条、第55条 通所基準省令第25条</p> <p>【通知控】</p> <p>入所基準省令第19条、第55条 通所基準省令第25条</p> <p>【サービス提供証明書】</p> <p>入所基準省令第16条、第57条 通所基準省令第22条</p> <p>【契約書、重要事項説明書、領収書】</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>オ 保護者に金銭の支払いを求め る場合、使途、金額、理由等を 書面（契約書、重要事項説明書 等）で明らかにし、事前に保護 者等の同意を得ていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>○ 支払を受ける利用者負担額のほか、指定入所支援又は指定児童発達支援センターにおいて提供される便宜に要する費用のうち、</p> <p>① 食事の提供に要する費用及び光熱水費（平成24年3月30日厚生労働省告示第231号「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」による。）【指定医療型障害児入所施設を除く】</p> <p>② 日用品費</p> <p>③ ①、②のほか、指定入所支援又は指定児童発達支援センターにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの（平成24年3月30日障発0330第31号「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」による。）</p> <p>に係る費用の額の支払を給付決定保護者から受けることができる。 なお、これらの費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、給付決定保護者の同意を得なければならない。</p>	<p>入所基準省令第17条、 第54条 通所基準省令第23条</p>	
<p>カ 利用者負担額等の支払を受け た場合は、領収書を給付決定保 護者に対し交付していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ		<p>入所基準省令第17条、 第54条 通所基準省令第23条 【領収書控】</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄
<p>8 預り金等の状況</p> <p>ア 利用児からの預り金を管理している場合、あらかじめ管理規程を定め、給付決定保護者等との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていますか。</p> <p>イ 利用児からの預り金を管理している場合、現金、通帳、印鑑等の保管に当たり管理責任者（保管責任者）及び補助者（出納責任者）がそれぞれ別々に選任され、かつそれぞれ別々の場所で保管されていますか。</p> <p>ウ 利用児からの預り金を管理している場合、預り金の出納の際は、管理責任者（保管責任者）及び補助者（出納職員）が出納事務手続を相互にチェックしていますか。</p> <p>また、領収書等の挙証資料を適切に保管していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>○ 平成24年3月30日障発0330第31号「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」において、利用児からの預り金の出納管理に係る費用を給付決定保護者から徴収する場合における留意事項が示されているが、このほか当県では昭和63年5月6日付け青社第150号青森県生活福祉部長通知「入所者所持金の取扱いについて」により、取扱いを定めている。</p> <p>昭和63年5月6日付け青社第150号青森県生活福祉部長通知「入所者所持金の取扱いについて」の内容は、次のとおり。</p> <p>『入所者所持金の取扱い』</p> <p>入所者所持金（現金、預・貯金通帳、年金証書、印鑑等）については、本来、本人又は家族（以下「本人等」という。）が管理すべきものである。したがって、本人等が預・貯金の収納を行う場合は、直接金融機関の職員に出向いてもらい、幹部職員立ち会いのもとに行うものとする。</p> <p>本人等の希望がある場合、あるいは本人等が所持金を管理することが施設の運営管理上問題となる場合については、措置機関及び本人等の合意のもとに、下記により、施設が保管するものとする。</p> <p>記</p> <p>1 取扱いの原則</p> <p>(1) 入所者所持金については、極力現金保管を避け、本人名義の預・貯金等とすること。</p> <p>(2) 預・貯金を行う金融機関の選定は、本人等の意向により決定すること。</p> <p>(3) キャッシュカードの類は作成しないこと。</p> <p>(4) 預・貯金通帳、年金証書と印鑑のうち、いずれか一方は、極力本人等に所持させること。本人等からの依頼等により両方を施設で保管する場合は、保管責任者を別々に定め、常に別々に収納保管すること。</p> <p>2 具体的手続</p> <p>(1) 管理の申出 本人等からの依頼は、所持金管理依頼書（様式1(略)）により行うこととし、この場合、施設長は、所持金預り証（様式2(略)）を本人等に渡すこと。</p> <p>(2) 責任者の指名 所持金の保管責任者及び出納責任者は、施設長がこれを指名すること。</p>	<p>平成24年3月30日障発0330第31号「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」</p> <p>昭和63年5月6日青社第150号青森県生活福祉部長通知「入所者所持金の取扱いについて」</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>エ 利用児からの預り金を管理している場合、預り金の状況について管理者に毎月報告するとともに、管理者は年4回以上自主点検を行っていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>(3) 金銭の出納 金銭の出納は、極力金融機関の職員に出向いてもらい、出納責任者が幹部職員立ち合いのもとに行い、次により事務処理を行うこと。 ア 金銭の出納は、入金伝票（様式3(略)）及び出金伝票（様式4(略)）により処理する。 イ 本人等からの金銭の出納依頼があった場合は、担当寮母が入・出金伝票を2部作成し、指導員に回付する。 ウ 指導員は、担当寮母から伝票が回付されたときは、押印の上、出納責任者に回付する。 エ 出納責任者は、出納業務を行い、預り金台帳（様式5(略)）に必要な事項を記入するとともに、入・出金伝票の控と一緒に金銭（預・貯金通帳）を本人等に交付し、受領印等を徴する。 オ 多額の金銭の出納については、あらかじめ施設長の確認を得た上でを行い、出納理由を必ず預り金台帳及び寮母日誌に記録する。</p> <p>(4) 報告 出納責任者は、預り金台帳を毎月末で締め切り、入・出金伝票、預・貯金通帳と照合の上、施設長に報告すること。</p> <p>(5) 自主点検 施設長は、入所所持金の取扱い状況について、年4回以上自主点検を行うこと。</p> <p>(6) 小遣金の保管等 担当寮母が、やむを得ない理由により、小遣金を預かる場合は、施設長の承認を得ること。この場合、担当寮母は、小遣金出納簿（様式6(略)）により、出納事務を行い、毎月末で締め切り、預金と照合の上、保管状況について施設長に報告すること。</p> <p>(注) 1 寮母、指導員等の職名は、各施設の実態に応じて読み替えること。 2 2の(3)のオの金額の程度は、各施設の実態に応じて定めること。</p>		

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																																				
<p>オ 預り金から引き落としを行う場合、その理由は寄付金等の名目による半強制的なものではなく、本人の自発的意思によるものとなっていますか。</p> <p>カ 利用児からの預り金の管理に当たり、出納管理に係る費用を徴収する場合は、その積算根拠を明確にしていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>⇒ 利用児預り金の状況</p> <table border="1" data-bbox="811 272 1766 624"> <tr> <td>利用児からの預り金実施の有無</td> <td><input type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>預り金管理規程の整備</td> <td><input type="checkbox"/>整備済</td> <td><input type="checkbox"/>未整備</td> </tr> <tr> <td>利用児所持金管理</td> <td colspan="2"> 自己管理 ____人（自己管理者の保管方法：____） 施設管理 ____人（現金保管 ____人 通帳保管 ____人） →施設管理のうち、本人又は保護者の依頼書が無いもの ____人 ※本人又は保護者の依頼書が無いことについての理由（____） </td> </tr> <tr> <td>個人別出納台帳の整備</td> <td><input type="checkbox"/>整備済</td> <td><input type="checkbox"/>未整備</td> </tr> <tr> <td>施設長への保管金額の報告</td> <td><input type="checkbox"/>有（年 ____回）</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>施設長の自主点検</td> <td><input type="checkbox"/>有（方法・回数：____）</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>給付決定保護者等への報告</td> <td><input type="checkbox"/>有（方法・回数：____）</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>手数料徴収の有無</td> <td><input type="checkbox"/>有（積算根拠：____）</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> </tr> </table> <p>⇒ 利用児預り金の保管体制</p> <table border="1" data-bbox="811 678 1766 797"> <thead> <tr> <th></th> <th>保管責任者（職 氏名）</th> <th>保管場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通帳</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>印鑑</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 本人の自発的意思がある場合を除き、施設が利用者、家族、保護者会に対して寄附を求めるのは適当ではないこと。 一律に寄附が行われている場合は、半強制的なものであると認定すべきものであること。</p> <p>○ 例えば、預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められない。</p>	利用児からの預り金実施の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	預り金管理規程の整備	<input type="checkbox"/> 整備済	<input type="checkbox"/> 未整備	利用児所持金管理	自己管理 ____人（自己管理者の保管方法：____） 施設管理 ____人（現金保管 ____人 通帳保管 ____人） →施設管理のうち、本人又は保護者の依頼書が無いもの ____人 ※本人又は保護者の依頼書が無いことについての理由（____）		個人別出納台帳の整備	<input type="checkbox"/> 整備済	<input type="checkbox"/> 未整備	施設長への保管金額の報告	<input type="checkbox"/> 有（年 ____回）	<input type="checkbox"/> 無	施設長の自主点検	<input type="checkbox"/> 有（方法・回数：____）	<input type="checkbox"/> 無	給付決定保護者等への報告	<input type="checkbox"/> 有（方法・回数：____）	<input type="checkbox"/> 無	手数料徴収の有無	<input type="checkbox"/> 有（積算根拠：____）	<input type="checkbox"/> 無		保管責任者（職 氏名）	保管場所	現金			通帳			印鑑			<p>平成24年3月30日障発0330第31号「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」</p>	
利用児からの預り金実施の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無																																						
預り金管理規程の整備	<input type="checkbox"/> 整備済	<input type="checkbox"/> 未整備																																						
利用児所持金管理	自己管理 ____人（自己管理者の保管方法：____） 施設管理 ____人（現金保管 ____人 通帳保管 ____人） →施設管理のうち、本人又は保護者の依頼書が無いもの ____人 ※本人又は保護者の依頼書が無いことについての理由（____）																																							
個人別出納台帳の整備	<input type="checkbox"/> 整備済	<input type="checkbox"/> 未整備																																						
施設長への保管金額の報告	<input type="checkbox"/> 有（年 ____回）	<input type="checkbox"/> 無																																						
施設長の自主点検	<input type="checkbox"/> 有（方法・回数：____）	<input type="checkbox"/> 無																																						
給付決定保護者等への報告	<input type="checkbox"/> 有（方法・回数：____）	<input type="checkbox"/> 無																																						
手数料徴収の有無	<input type="checkbox"/> 有（積算根拠：____）	<input type="checkbox"/> 無																																						
	保管責任者（職 氏名）	保管場所																																						
現金																																								
通帳																																								
印鑑																																								

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄																																																		
キ 設置者が入所中の児童に係る子どもに係る給付金として支払いを受けた金銭の管理は、適切に行っていますか。 【障害児入所施設】	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	○ 施設の設置者は、入所中の児童に係る子どもに係る給付金として支払を受けた金銭（以下、「児童に係る金銭」という。）を次により管理しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> 児童に係る金銭（運用により生じた収益を含む）をその他の財産と区分すること。原則として、銀行等において当該児童名義の預貯金の口座を開設して預け入れ、その後においても、他の現金又は預貯金と区分すること。 児童に係る金銭が預け入れられた口座の通帳の施設内における保管方法、金銭出納手続等必要な事項を定めた管理規程を整備すること。（通帳等の保管については、適切と認めるときは、当該児童に行わせることができる。） 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿又は記録を整備すること。 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。 	児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について（平成23年9月30日雇児0930第7号等）第2 入所基準省令第31条、第57条																																																			
ク 遺留金品がある場合、適正に遺族に引き渡していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	○ 留意事項 <ol style="list-style-type: none"> 遺留金品は、リスト作成の上、身元引受人等の親族に速やかに引き渡すこと。また、引き渡した際は受領印等を徴すること。 遺留金品から不当な経費を差し引いたり、不当に寄付金等を要求しないこと。 <p>⇒ 遺留金品の処分の状況（ 年度） ※和暦を記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="811 822 1768 1004"> <thead> <tr> <th rowspan="2">死亡者氏名</th> <th rowspan="2">死亡年月日</th> <th rowspan="2">施設での葬祭実施</th> <th colspan="6">遺留金品の処分状況</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>遺留金品総額 ①</th> <th>葬祭費充当額 ②</th> <th>残額 ③(①-②)</th> <th>遺族引渡額 ④</th> <th>引渡年月日</th> <th>遺族の続柄</th> <th>その他処分額 ③-④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	死亡者氏名	死亡年月日	施設での葬祭実施	遺留金品の処分状況						備考	遺留金品総額 ①	葬祭費充当額 ②	残額 ③(①-②)	遺族引渡額 ④	引渡年月日	遺族の続柄	その他処分額 ③-④																																		【遺留金品引き渡し関係書類】	
死亡者氏名	死亡年月日	施設での葬祭実施				遺留金品の処分状況							備考																																									
			遺留金品総額 ①	葬祭費充当額 ②	残額 ③(①-②)	遺族引渡額 ④	引渡年月日	遺族の続柄	その他処分額 ③-④																																													

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																																											
<p>9 その他</p> <p>ア 教養娯楽設備を備えていますか。 また、児童のためのクラブ活動やレクリエーション行事を行っていますか。</p> <p>イ 行政機関等に対する必要な手続について、障害児又はその家族が行うことが困難な場合は、施設給付決定保護者の同意を得て、職員が代行するなど配慮していますか。</p> <p>ウ 障害児の家族に対し、施設の会報の送付、行事への参加の呼びかけ等により、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。 また、面会に際して、場所や時間など障害児やその家族の利便に配慮していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>○ 画一的な支援ではなく、障害児の年齢や発達段階に応じた教養娯楽施設を備えるほか、スポーツ、文化的活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう配慮すること。</p> <p>⇒ 実施状況（クラブ活動の状況）（ 年度） ※和暦を記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="811 417 1766 652"> <thead> <tr> <th rowspan="2">クラブ名</th> <th colspan="3">参加人員</th> <th rowspan="2">指導担当者</th> <th rowspan="2">実施状況</th> <th rowspan="2">活動記録</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>月 回 週 回</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>月 回 週 回</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>月 回 週 回</td> <td><input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒ 実施状況（レクリエーション行事の状況）（ 年度） ※和暦を記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="811 707 1766 913"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>実施時期</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 留意事項</p> <p>① 必要な手続について代行する場合は、原則として、その都度、保護者の同意を得て行うこと。</p> <p>② 金銭のかかるものについては、事前に書面等をもって同意を得るとともに、代行後はその都度確認を得、経過を記録すること。</p> <p>○ 主な支援</p> <p>① 家族への情報提供</p> <p>② 家庭復帰の際の支援</p> <p>③ 心身の状況把握に努め、障害児又は家族に対し、相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助</p>	クラブ名	参加人員			指導担当者	実施状況	活動記録	男	女	計						月 回 週 回	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無						月 回 週 回	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無						月 回 週 回	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	名 称	実施時期	内 容										<p>入所基準省令第27条、第57条 通所基準省令第32条</p> <p>入所基準省令第27条、第57条</p> <p>入所基準省令第27条、第57条 通所基準省令第32条</p>	
クラブ名	参加人員			指導担当者	実施状況	活動記録																																									
	男	女	計																																												
					月 回 週 回	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																																									
					月 回 週 回	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																																									
					月 回 週 回	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無																																									
名 称	実施時期	内 容																																													

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄																					
<p>エ 施設運営に当たって、地域住民又はその自発的活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めていますか。</p> <p>10 変更の届け出 指定の申請事項に変更があったときは、その旨を10日以内に県に届け出ていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>○ 主な具体事例</p> <p>① ボランティアの積極的な受け入れと育成 ② 地域の施設開放や備品の貸し出し ③ 講習会、研修会等の開催 ④ 地域の行事への参加 ⑤ 広報誌の発行</p> <p>⇒ 実施状況（地域との交流状況）（ 年度） ※和暦を記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="811 447 1766 591"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 月 日</th> <th rowspan="2">内 容</th> <th colspan="3">参加者数（人）</th> </tr> <tr> <th>利用者</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒ 実施状況（ボランティアの活用状況）（ 年度） ※和暦を記入してください。</p> <table border="1" data-bbox="811 649 1766 792"> <thead> <tr> <th>登録者名 (グループ名)</th> <th>登録人員 (人)</th> <th>1回当たり平均 参加人員(人)</th> <th>事業の関わり方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒ 届け出していない事項がある場合は、該当するものにチェックマークを入れてください。</p> <p>① <input type="checkbox"/> 施設・事業所の名称及び所在地</p> <p>② <input type="checkbox"/> 設置者・申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>③ <input type="checkbox"/> 設置者・申請者の定款、寄附行為及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）</p> <p>④ <input type="checkbox"/> 医療法第7条の許可を受けた病院であることを証する書類【障害児入所医療を提供するもの場合】</p> <p>⑤ <input type="checkbox"/> 建物の構造概要【障害児入所施設の場合】及び平面図（各室の用途を明示する。）並びに設備の概要</p> <p>⑥ <input type="checkbox"/> 施設・事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、経歴及び住所</p> <p>⑦ <input type="checkbox"/> 運営規程</p>	年 月 日	内 容	参加者数（人）			利用者	その他	計						登録者名 (グループ名)	登録人員 (人)	1回当たり平均 参加人員(人)	事業の関わり方					<p>入所基準省令第48条、第57条 通所基準省令第51条</p> <p>児童福祉法第21条の5の20、第24条の13 児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号）第18条の35、第25条の22</p>	
年 月 日	内 容	参加者数（人）																							
		利用者	その他	計																					
登録者名 (グループ名)	登録人員 (人)	1回当たり平均 参加人員(人)	事業の関わり方																						

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>11 業務管理体制の整備等</p> <p>ア 法令遵守責任者を選任し、届け出ていますか。</p> <p>イ 事業者の名称及び主たる事務所の所在地その他届出事項に変更があったときは、届け出ていますか。</p> <p>ウ 法令遵守責任者とその役割及び業務内容を全役職員に周知していますか。</p> <p>エ 事業部門を含む組織残体で、法令等遵守態勢を整備していますか。</p> <p>オ 法令等遵守規程を作成し、全役職員に周知していますか。(事業所数が20以上の法人)</p> <p>カ 業務執行の状況の監査を定期的実施していますか。(事業所数が100以上の法人)</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当なし</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当なし</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当なし</p>	<p>○ 指定障害児入所施設や指定障害児通所支援事業者等は、法又は法に基づく命令を遵守し、障害児等のため忠実にその職務を遂行しなければならないものであり、この義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備しなければならない。</p> <p>整備し、届け出る業務管理体制については、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日（全ての施設・事業者） ・ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（事業所数が20以上（根拠条文ごと）の事業者） ・ 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所数が100以上（根拠条文ごと）の事業者） <p>※ 指定に係る事業所若しくは施設が2以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等の設置者は厚生労働大臣に、それ以外の指定事業者等の設置者は都道府県知事に届け出する。</p> <p>届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、届け出なければならない。</p> <p>※ 県への届出に当たっては、次のホームページを参照のこと。 青森県ホームページ『指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等の業務管理体制整備の届出等について』 http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/syougai_gyoumukanri_todokede.html</p>	<p>法第21条の5の26 法第24条の19の2</p>	

○ 自主点検表の別シートに報酬に係る自主点検表を掲載しています。

○ 報酬（（福祉型）障害児入所施設）、報酬（（医療型）障害児入所施設）及び報酬（児童発達支援）別に掲載していますので、該当する自主点検表により点検し、その結果を提出してください。

○ 報酬の外に、障害児施設処遇資料もありますので、忘れずに記載し、提出してください。

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄
<p>12 給付費の算定状況</p> <p>【基本事項（総則）】</p> <p>(1) サービスを提供した際の報酬の額は、入所報酬告示・通所報酬告示別表の障害児入所給付費単位数表・障害児通所給付費等単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）」（具体的には、10円）を乗じた額としていますか。</p> <p>(2) 一つの時間帯に、一つの指定入所支援や障害児通所支援に係る報酬を算定していますか。（特別な事情がある場合はその理由を明らかにしていますか。）</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>○ 算定された額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定する。</p> <p>○ 単位数算定の端数処理については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていく。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。</p> <p>(例1) 児童発達支援センター（難聴児及び重度心身障害児以外の場合。利用定員が71人以上80人以下で2,873単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の設置する施設の場合 所定単位数の965/1000 2,873単位×965/1000=2,772.445→2,772単位 ・ 定員超過利用による減算がかかる場合 所定単位数の70/100 2,772単位×0.70=1,940.4→1,940単位 <p>※ 2,873×965/1000×0.70=1,940.7115として四捨五入するのではない。 (令和6年度単価)</p> <p>○ 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については、「切り捨て」とする。</p> <p>(例2) 前記例1で、このサービスを月に22回提供した場合（定員を常に超過している場合、地域区分は2級地の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,940単位×22回=42,680単位 ・ 42,680単位×10.99円/単位=469,053.2円→469,053円 <p>※ 青森県の地域区分は「その他」地域であり、単価は10円であること。 (令和6年度単価)</p> <p>○ 障害児通所給付費等については、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援に係る報酬を算定できない。</p> <p>ただし、保育所等訪問支援については他の障害児通所支援を同一日に算定することは可能とするが、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することはできない。</p> <p>また、同一時間帯に児童福祉法に基づく障害児通所支援又は指定入所支援と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る報酬を算定することはできない。</p> <p>例えば、指定入所支援に係る報酬については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、指定入所支援を受けている障害児が当該入所施設から障害児通所支援を利用することについては、それらの障害児通所支援に係る所定単位数は算定できない。</p>	<p>入所報酬告示第1、2 通所報酬告示第1、2</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(3) 利用定員の規模に応じた報酬を算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>また、障害児通所支援の報酬を算定した場合、障害福祉サービスの居宅介護の報酬については当該障害児通所支援と同一時間帯でない限りにおいて算定可能であるが、同一日に他の障害児通所支援の報酬は算定できない。</p> <p>※ 障害児通所給付費の報酬の算定に当たって、当該障害通所支援に係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、個々の障害児に対するアセスメントを行うことを通じて、当該障害児ごとの通所支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該通所支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要がある。</p> <p>○ 定員規模別単価の取扱いについては、次のとおり。</p> <p>① 児童発達支援センター、障害児入所支援（医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関を除く。）については、運営規程に定める利用（入所）定員の規模に応じた報酬を算定する。</p> <p>② ①にかかわらず、多機能型事業所（③の適用を受けるものを除く。）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の指定通所支援又は障害福祉サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定する。</p> <p>③ 多機能型事業所のうち通所基準省令第80条に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定する。</p>	入所報酬告示別表 通所報酬告示別表	
(4) 定員超過に該当する場合、所定単位数を減じていますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定については、次のとおり。</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援センター（旧指定発達支援医療機関を除く。）、障害児入所支援（指定発達支援医療機関を除く。）</p> <p>② 算定される単位数 所定単位数の100分の70とする。 なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではない。</p> <p>③ 指定障害児通所支援事業所等の利用定員を上回る障害児を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間並びに所定単位数に乗じる割合」（平成24年厚生労働省告示第271号。以下「第271号告示」という。）の規定に基づき、障害児通所給付費等の減額を行うこととしている。</p> <p>これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めること。</p>	入所報酬告示別表 通所報酬告示別表	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
		<p>④ 障害児通所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い</p> <p>(1) 1日当たりの利用実績における定員超過利用減算</p> <p>ア 利用定員50人以下の場合 1日の障害児の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数。以下この(1)から(3)までにおいて同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。以下この(1)から(3)までにおいて同じ。）に100分の150を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行う。</p> <p>イ 利用定員51人以上の場合 1日の障害児の数が、利用定員に、当該利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に、25を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行う。</p> <p>(2) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算 直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行う。 ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行う。</p> <p>(例) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の事業所 $30人 \times 22日 \times 3月 = 1,980人$ $1,980人 \times 1.25 = 2,475人$（受入可能延べ障害児数） ※ 3月間の総延べ障害児数が2,475人を超える場合減算</p> <p>⑤ 障害児入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い</p> <p>(1) 1日当たりの利用実績における定員超過利用減算</p> <p>ア 入所定員50人以下の場合 1日の障害児の数が、入所定員に100分の110を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行う。</p> <p>イ 入所定員51人以上の場合 1日の障害児の数が、入所定員から当該入所定員から50を差し引いた数に100分の5を乗じて得た数に、5を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行う。</p> <p>(2) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算 直近の過去3月間の障害児の延べ数が、入所定員に開所日数を乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行う。</p> <p>(例) 入所定員50人の施設の場合 $(50人 \times 31日) + (50人 \times 30日) + (50人 \times 31日) = 4,600人$ $4,600人 \times 105\% = 4,830人$（受入可能延べ障害児数） ※ 3月間の総延べ障害児数が4,830人を超える場合減算</p>		

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>(5) 入所支援計画・通所支援計画作成業務が適切に行われていない場合、所定単位数を減じていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>⑥ 障害児の数の算定に当たっての留意事項 ④及び⑤における障害児の数の算定に当たっては、次の(1)又は(2)に該当する障害児を除くことができる。 また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合は、小数点以下を切り上げる。 (1) 災害等やむを得ない事由により受け入れる場合 (2) 就労等により、指定福祉型障害児入所施設を退所した後、離職等やむを得ない事由により再度障害児入所支援の利用を希望する障害児を緊急避難的に受け入れた場合</p> <p>⑦ 減算の対象となる定員超過利用が行われている施設等に対しては、その解消を行うよう指導される。当該指導に従わず、定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定取り消しが検討される。 なお、施設等においては、減算の対象とはならない定員超過を行う場合であっても、利用者処遇等について十分配慮すること。</p> <p>○ 入所支援計画・通所支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定については、次のとおり。</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援センター（旧指定発達支援医療機関において行う場合を除く。）、障害児入所施設（指定発達支援医療機関において行う場合を除く。）</p> <p>② 算定される単位数 計画が作成されていない期間が3月未満の場合、所定単位数の100分の70とする。 計画が作成されていない期間が3月以上の場合、所定単位数の100分の50とする。 なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70（または50）となるものではない。</p> <p>③ これらの支援計画未作成減算については、入所基準省令・通所基準省令の規定に基づき、入所支援計画・通所支援計画の作成が適切に行われていない場合に、各報酬告示等の規定に基づき、障害児通所給付費等を減額を行うこととしている。 これは入所支援計画・通所支援計画に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、施設等は、入所基準省令・通所基準省令の入所支援計画・通所支援計画に係る規定を遵守しなければならない。</p> <p>④ 入所支援計画・通所支援計画未作成減算の具体的取扱い 次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する障害児につき減算を行う。 (1) 児童発達支援管理責任者による指揮の下、入所支援計画・通所支援計画が作成されてない。 (2) 入所基準省令・通所基準省令に規定する入所支援計画・通所支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。</p> <p>⑤ 当該規定が遵守されていない場合は、遵守を指導される。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定取り消しが検討される。</p>	<p>入所報酬告示別表 通所報酬告示別表</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>(6) 身体拘束等の適正化を図る措置を講じていない場合、所定単位数を減じていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定については、次のとおり。</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援センター、障害児入所支援</p> <p>② 算定される単位数 障害児入所支援 所定単位数の100分の10とする。 児童発達支援センター 所定単位数の100分の1とする。</p> <p>なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではない。</p> <p>③ 次の(1)から(4)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算する。</p> <p>(1) 身体拘束等に係る記録が行われていない場合</p> <p>(2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）を定期的に開催していない場合。具体的には、1年に1回以上開催していない場合 ・なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）と関係する職種等が相互に関係が深いと認めるも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。</p> <p>(3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合</p> <p>(4) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合</p>	<p>入所報酬告示別表 通所報酬告示別表</p>	
<p>(7) 虐待の防止に係る業務が適切に行われていない場合、所定単位数を減じていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定については、次のとおり。</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援センター、障害児入所支援</p> <p>② 算定される単位数 所定単位数の100分の1とする。</p> <p>③ 次の(1)から(3)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算する。</p> <p>(1) 虐待防止委員会を定期的に開催していない場合。具体的には、1年に1回以上開催していない場合</p> <p>(2) 虐待の防止のための研修を定期的に実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合</p> <p>(3) 虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置していない場合</p>	<p>入所報酬告示別表 通所報酬告示別表</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(8) 情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合、所定単位数から減算していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合の所定単位数の算定については、次のとおり。</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援センター、障害児入所支援</p> <p>② 算定される単位数 障害児入所支援 所定単位数の100分の10とする。 児童発達支援センター 所定単位数の100分の5とする。</p> <p>③ 情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。</p>	入所報酬告示別表 通所報酬告示別表	
(9) 業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合、所定単位数から減算していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定については、次のとおり。</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援センター、障害児入所支援</p> <p>② 算定される単位数 障害児入所支援 所定単位数の100分の3とする。 児童発達支援センター 所定単位数の100分の1とする。</p> <p>③ 業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。</p> <p>④ 経過措置 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、当該減算を適用しない。</p>	入所報酬告示別表 通所報酬告示別表	
(10) 複数の減算事由に該当する場合、それぞれの減算割合を乗じていますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、原則として、それぞれの減算割合を乗ずる。</p> <p>ただし、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行う。(所定単位数の100分の70×100分の70＝所定単位数の100分の49の報酬を算定するのではない。)</p> <p>複数の減算事由に該当する場合は、重点的に指導される。当該指導に従わない場合には、指定取り消しが検討される。</p>	入所報酬告示別表 通所報酬告示別表	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>【福祉型障害児入所施設給付費】</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設給付費は、入所報酬告示別表第1の1により、適正に算定していますか。</p> <p>【知的障害児・肢体不自由児共通】</p> <p>(2) 地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定していますか。</p> <p>【知的障害児・肢体不自由児共通】</p> <p>(3) 日中活動支援加算は、<u>都道府県知事に届け出た場合</u>に、適正に算定していますか。</p> <p>【知的障害児】</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>○ 平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」○に適合する施設において、専ら当該施設の職務に従事する職業指導員（障害児に対する直接支援の業務又はこれに準ずる業務に従事した期間が通算して3年以上である者に限る。）を1名以上配置している施設において、以下の①から④までに掲げる取組を行った場合に、1日につき算定できる。</p> <p>① 職業指導員及び児童発達支援管理責任者その他の者が共同して、施設における日中活動のプログラムとして、入所する全ての児童を対象とした休日、祝日及び長期休みにおける日中活動計画並びに未就学児及び学卒後の児童を対象とした平日における日中活動計画を1月ごとに作成していること。</p> <p>② 日中活動計画の作成に当たっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 日中活動計画は、施設における日ごとの日中活動の内容が確認できるものとし、入所する児童の将来の日常生活又は社会生活の見通しを考慮したものとする。</p> <p>(2) 日中活動の内容を検討するに当たっては、入所する児童の意見を考慮することとし、施設内の活動の他、施設外での活動についても検討すること。</p> <p>(3) 未就学児を対象とした日中活動計画については、児童発達支援ガイドラインや保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）におけるこどもの活動等の記載を参考に作成すること。</p> <p>(4) 学卒後の児童を対象とした日中活動計画については、当該児童の地域における生活への移行を見据え、就労移行支援事業所や生活介護事業所等と連携して作成するよう努めること。</p> <p>③ 日中活動計画に基づき、計画的に日中活動を行うこと。日中活動を行う際の障害児の状態を定期的に記録するとともに、記録した内容を従業者に共有すること。</p> <p>④ 以下に留意した上、日中活動計画の実施状況の評価及び見直しを行うこと。</p> <p>(1) 日中活動計画の実施状況の評価に当たっては、日中活動の種類ごとに、1月を通じた障害児の活動の様子や従業者からの意見を踏まえ、活動内容が障害児の将来の日常生活又は社会生活に資するものであるか、検討すること。</p> <p>(2) 上記(1)の評価を踏まえ、1月ごとの日中活動計画に反映すること。</p>	<p>入所報酬告示別表第1の1</p> <p>入所報酬告示別表第1の1 注1</p> <p>入所報酬告示別表第1の1 注4</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>(4) 重度障害児支援加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。 【知的障害児・肢体不自由児共通】</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>○ 重度障害児の保護指導に必要な経費を評価するため、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」13に適合する施設において、児童の障害種別に応じて、1日につき算定できる。 ただし、当自主点検項目(6)の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、算定できない。</p> <p>○ 重度障害児支援加算を算定している知的障害児入所施設において、別に平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」13の2に適合する（強度行動障害支援者養成研修（実践研修）課程修了者を1人以上配置し、支援計画シート等を作成している）として届出している施設において、頻繁なてんかん様発作等を有し、監護を必要とする知的障害児に対し、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）課程を修了した従業者による支援を行っている場合は、さらに1日につき加算単位を算定できる。</p> <p>○ 実践研修修了者は、原則として週に3日以上頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。また、3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行うこと。</p>	<p>入所報酬告示別表第1の1注5</p> <p>入所報酬告示別表第1の1注5の2</p>	
<p>(5) 重度重複障害児加算は、適正に算定していますか。 【知的障害児・肢体不自由児共通】</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input checked="" type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>○ 当自主点検項目(4)の重度障害児支援加算の対象となる障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害、知的障害又は精神障害のうち3以上の障害を有する障害児に対し支援を行った場合に、1日につき算定できる。 ただし、当自主点検項目(6)の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算できない。</p> <p>○ 加算の認定に当たり、専門的な知見が必要と認められる場合は、児童相談所長の意見を聴くこと。</p>	<p>入所報酬告示別表第1の1注6</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>(6) 強度行動障害児特別支援加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。 【知的障害児】</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>○ 平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」14に適合する施設において、強度の行動障害を有する児童に対し支援を行った場合に、1日につき算定できる。</p> <p>対象となる障害児は1人からでも加算算定は可能であるが、その場合でも、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）課程修了者を1人以上配置して、当該児童についての支援計画シート等を作成する等設備及び職員配置基準等を満たす必要がある。</p> <p>(1) 強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ）</p> <p>実践研修修了者が、当該研修課程に基づいて、加算の対象となる児童についての情報の収集、障害特性の理解及び障害特性に応じた環境調整を行った上で、支援計画シート等を作成し、当該支援計画シート等に基づき指定入所支援を行った場合に加算を算定する。</p> <p>なお、強度行動障害支援者養成研修の知見を踏まえて、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行った場合においても本加算を算定することが可能であること。ただし、この場合においては、以下のア及びイに掲げる取組を行うこと。</p> <p>ア 指定入所支援を行う従業者は、基礎研修修了者又は実践研修修了者に対して、支援計画シート等に基づく日々の支援内容について確認した上で支援を行うこと。</p> <p>イ 実践研修修了者は、原則として週に3日以上頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。</p> <p>(2) 強度行動障害児特別支援加算（Ⅱ）</p> <p>実践研修修了者が、中核的人材研修修了者の助言に基づいて支援計画シート等を作成し、当該支援計画シート等に基づき、指定入所支援を行った場合に加算を算定する。</p> <p>なお、加算（Ⅰ）と同様に、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行った場合においても当該加算を算定することが可能であること。ただし、この場合においては、加算（Ⅰ）のア及びイに掲げる取組並びに次の取組を行うこと。</p> <p>中核的人材研修修了者は、原則として週に1日以上頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等の見直しについて助言を行うこと。</p> <p>○ 実践研修修了者は3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行うこと。</p> <p>○ 当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに700単位を加算することができることとしているが、これは、強度行動障害を有する障害児の入所の初期段階において、標準的な指定入所支援を行うために必要な手厚い支援を評価するものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた環境調整や支援計画シート等に基づく支援を適切に行うものであること。</p> <p>○ 加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）については、自主点検表(21)集中的支援加算を算定する期間においても算定可能であること。</p>	<p>入所報酬告示別表第1の1注7</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄
(7) 乳幼児加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	○ 乳幼児である障害児に対して支援を行った場合、1日につき加算できる。	入所報酬告示別表第1の1注8	
(8) 心理担当職員配置加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。 【知的障害児・肢体不自由児共通】	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	○ 平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」15に適合する、専ら当該施設の職務に従事する心理担当職員を1名以上配置する施設において支援を行った場合に、1日につき算定できる。 ただし、当自主点検項目(6)の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算できない。 ○ 公認心理師を1人以上配置している場合は、1日につき加算できる。	入所報酬告示別表第1の1注9	
(9) 看護職員配置加算Ⅰ又はⅡは、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか 【知的障害児】	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	○ 看護職員配置加算Ⅰは、入所基準省令に定める員数に加え、専ら当該施設の職務に従事する看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を1名以上配置している施設（主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる施設を除く。）について、1日につき算定できる。 ○ 看護職員配置加算Ⅱは、入所基準省令に定める員数に加え、主として知的障害児又は盲児若しくはろうあ児を入所させる施設にあっては、専ら当該施設の職務に従事する看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を2名以上配置、また、主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる施設にあっては、看護職員を1名以上配置し、かつ平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」15の2の各項目に規定する状態であり、障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が40点以上であるものとして届け出た施設について、1日につき算定できる。	入所報酬告示別表第1の1注11	
(10) 児童指導員等加配加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	○ 入所基準省令に定める員数に加え、専門職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士）又は児童指導員等を1名以上配置している施設について、1日につき算定できる。	入所報酬告示別表第1の1注13	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄
(11) ソーシャルワーカー配置加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定しています	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 下記①から⑥の業務を専ら行うソーシャルワーカー（社会福祉士・障害福祉サービス事業、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援に5年以上従事した経験を有する者）1名以上配置している施設について、1日につき算定できる。</p> <p>① 移行に関する入所児童（18歳以上の者を含む。）及び保護者に対する相談援助を行う。</p> <p>② 移行に当たり児童相談所をはじめ多機関・多職種が協働できるように支援の調整を図る。</p> <p>③ 移行に当たり障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会等の場を活用し、必要な社会資源の開発・改善を行う役割を担う。</p> <p>④ 入所児童が退所後の生活がイメージできるような体験の機会や、移行先の生活に適応できるよう訓練等の機会を手供する。</p> <p>⑤ 支援の継続性を図る観点から、退所後においても、必要に応じて児童相談所及び相談支援事業所等からの要請に応じて継続的な相談援助を行う。</p> <p>⑥ 児童発達支援管理責任者と連携し、児童の入退所や外泊に係る調整を行う。</p>	入所報酬告示別表第1の1注14	
(12) 入院・外泊時加算は、適正に算定していますか。 【知的障害児・肢体不自由児共通】	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者総合支援法に基づく指定共同生活介護・援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。）を認めた場合に、所定単位数に代えて、次のとおり、1日につき算定できる。</p> <p>なお、地方公共団体が設置する施設にあっては、単位数の1000分の965に相当する単位数とする。</p> <p>ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。連続して9泊の入院又は外泊を行う場合は、8日と計算される。</p> <p>(1) 入院・外泊時加算（Ⅰ） 入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として算定できる。</p> <p>(2) 入院・外泊時加算（Ⅱ） 施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該障害児に支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として算定できる。</p> <p>○ 入院にあっては、施設従業者が、特段の事情（障害児の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指す。）のない限り、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や障害児の相談支援など、日常生活上の支援を行うこと。</p> <p>入院以外の外泊にあっては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行うこと。 行った支援の内容を記録しておくこと。また、入院の場合において、特段の事情により訪問ができなくなった場合は、その具体的な内容を記録すること。</p> <p>○ 障害児の入院又は外泊の期間中で、かつ、入院・外泊時加算の算定期間中にあっては、当該障害児が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、給付決定保護者等の同意があれば、そのベッドを短期入所サービスに活用することは可能である。</p> <p>ただし、この場合、入院・外泊時加算は算定できない。</p>	入所報酬告示別表第1の2	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>(13) 自活訓練加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。 【知的障害児・肢体不自由児共通】</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>○ 個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県が認めた障害児に対し、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」16に適合する施設において、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める基準」14に適合する自活に必要な訓練を行った場合に、当該障害児1人につき360日間を限度として、次のとおり、1日につき算定できる。</p> <p>(1) 自活訓練加算(I) (2) 以外の場合</p> <p>(2) 自活訓練加算(II) 自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行った場合</p> <p>○ 同一の障害児について、同一の給付決定期間中1回（さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる障害児にあつては、2回）を限度として、加算単位を算定できる。</p>	<p>入所報酬告示別表第1の3</p>	
<p>(14) 入院時特別支援加算は、適正に算定していますか。 【知的障害児・肢体不自由児共通】</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>○ 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な、長期間に渡る入院療養又は頻回の入院療養を要する障害児が病院又は診療所（当該入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計（入院の初日及び最終日並びに入院外泊時加算が算定される期間を除く。）に応じ、算定できる。</p>	<p>入所報酬告示別表第1の4</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>(15) 福祉専門職員配置等加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。 【知的障害児・肢体不自由児共通】</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>○ 次の場合に、1日につき算定できる。</p> <p>(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 入所基準省令第4条の規定により置くべき児童指導員(基準(児童)第49条の児童指導員)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であること。 なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各施設において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(2)及び(3)において同じ。)</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 入所基準省令第4条の規定により置くべき児童指導員(基準(児童)第49条の児童指導員)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であること。ただし、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定できない。</p> <p>(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 次のいずれかに該当する場合であること。ただし、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定できない。</p> <p>ア 入所基準省令第4条の規定により置くべき児童指導員(基準(児童)第43条の児童指導員)又は保育士(イにおいて「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。</p> <p>イ 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害児通所支援事業、障害児入所施設、障害福祉サービス事業(旧法施設を含む)、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。 また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含める。</p>	<p>入所報酬告示別表第1の5</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(16) 家族支援加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 施設従業者が（栄養士及び調理員を除く。）が支援計画に基づき、あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対し相談援助を行った場合に、1日につき1回及び1月につき2回を限度として算定できる。</p> <p>(1) 家族支援加算（Ⅰ） あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て入所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、 ア 障害児の家族等の居宅を訪問し、 イ 指定福祉型障害児入所施設において対面により、 ウ テレビ電話装置等を活用して、 障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関する必要な相談援助を行った場合に、算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。ただし、アについて、家族等の状況を勘案して短時間でも相談援助を行う必要がある場合又は家族側の事情により30分未満となる場合はこの限りではないこと。 ・テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した場合の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。ただし、相談者の通信環境等により、やむを得ない場合には表情等の確認が難しい機器（例えば電話等）を使用することでも差し支えない。 ・入所施設以外の場において対面で個別に相談援助を行った場合は、施設の場において対面で個別に相談援助を行った場合を算定すること。 <p>また、本加算は入所支援計画に位置付けた上で計画的に相談援助を行った場合に算定するものであり、突発的に生じる相談援助（例えば、家族等からの電話に対応する場合）は対象とならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。 <p>(2) 家族支援加算（Ⅱ） あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て入所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、 ア 入所施設において対面により、 イ テレビ電話装置等を活用して、 障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関する必要な相談援助を行った場合に、算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。 ・相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。 ・テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した場合の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。ただし、相談者の通信環境等により、やむを得ない場合には表情等の確認が難しい機器（例えば電話等）を使用することでも差し支えない。 ・相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。 <p>○ 家族支援加算（Ⅰ）と（Ⅱ）は同一の日に実施した場合であっても、それぞれ算定できること。</p>	入所報酬告示第1の5の2	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(17) 地域移行加算は、適正に算定 していますか。 【知的障害児・肢体不自由児共通】	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、施設従業者が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として算定できる。</p> <p>また、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定できる。（退所前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退所後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できる。）</p> <p>地域移行加算は退所日に算定し、退所後の訪問相談は訪問日に算定する。</p> <p>○ 地域移行加算に係る相談支援の内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退所後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助 ・ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助 ・ 退所する障害児の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助 ・ 住宅改修に関する相談援助 ・ 退所する障害児の介護等に関する相談援助 <p>に関するものであり、相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。</p>	入所報酬告示別表第1の6	
(18) 移行支援関係機関連携加算 は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 障害児の移行支援計画を作成又は更新する際に、関係者が参画する移行支援関係機関連携会議を開催し、当該障害児の移行支援に関して連携調整を行った場合に、1月につき1回を限度として算定できる。</p> <p>なお、当該障害児が15歳未満であっても、移行支援計画の作成が必要と認められる場合は、当該加算の対象として差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議には、障害児の入所給付決定を行った都道府県等、移行予定先の市町村及び基幹相談支援センター、障害児が属する教育機関の出席を基本とすること。基幹相談支援センターが移行予定先や保護者の居住地又は施設の所在地の市町村に設置されていない場合は、当該市町村の指定特定相談支援事業所が出席すること。 また、必要に応じて、障害児本人及びその家族、児童相談所、移行予定先の関係者、医療機関等の関係者その他の障害児の移行支援に関係する者の参加を求めること。 <p>・ 会議においては、施設の児童発達支援管理責任者又はソーシャルワーカーが、入所児童の状況、移行支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、参加者に対して、専門的な見地からの意見を求め、移行支援計画の作成又は変更その他必要な便宜の提供について検討を行うこと。</p> <p>会議を行った場合は、参加者、開催日時、会議の要旨及び移行支援計画に反映させるべき内容等を記録すること。</p> <p>・ 会議における検討を踏まえて、移行支援計画の作成又は見直しを行うこと。作成又は見直しに当たっては、関係者との連携方法等を具体的に記載すること。</p> <p>・ 都道府県又は指定都市が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の19第4項に規定する協議の場を設け、当該協議の場に指定福祉型障害児入所施設及び関係機関が参加し、上記に掲げる取組と同等の取組を行った場合には、当該加算を算定できる。</p>	入所報酬告示第1の6の2	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>(19) 体験利用支援加算は、適正に算定していますか。</p> <p>【知的障害児】</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 重度障害児支援加算の対象となる障害児又は強度の行動障害を有する児童が自立した日常生活及び社会生活の移行に向けて宿泊や日中活動等の体験（退所予定日から遡って1年間の体験に限る。以下「体験」という。）を行う場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、次のいずれにも該当する支援を行った場合に、加算（Ⅰ）は1回につき3日以内、加算（Ⅱ）は5日以内の期間について、2回を限度として、算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験利用の利用の日における新たな環境への適応に対する支援その他の便宜の供与 ・ 体験利用に係る事業者その他の関係者との連絡調整その他の相談援助 <p>(1) 体験利用支援加算（Ⅰ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験利用は1回2泊3日まで、2回を限度とする。なお、1泊2日の宿泊の場合でも体験利用1回として判定することに留意すること。 <p>(2) 体験利用支援加算（Ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験利用は1回5日まで、2回を限度とする。この場合において、5日間の体験活動を複数週や複数月で分散させて利用した場合も算定することが可能である。 	<p>入所報酬告示第1の6の3</p>	
<p>(20) 栄養士配置加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。</p> <p>【知的障害児・肢体不自由児共通】</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 次の場合に、1日につき算定できる。</p> <p>(1) 栄養士配置加算（Ⅰ）</p> <p>常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置し、障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。</p> <p>(2) 栄養士配置加算（Ⅱ）</p> <p>管理栄養士又は栄養士（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む。）を1名以上配置し、障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。</p> <p>(1)を算定している場合は、算定できない。</p> <p>○ 調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できな</p>	<p>入所報酬告示別表第1の7</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>(21) 栄養マネジメント加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。 【知的障害児・肢体不自由児共通】</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 次のいずれにも適合する場合、1日につき算定できる。</p> <p>イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置している。 ※ 調理業務の委託先のみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できない。 ※ 常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できる。</p> <p>ロ 障害児の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種が共同して障害児ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成している。</p> <p>ハ 障害児ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、障害児の栄養状態を定期的に記録している。</p> <p>ニ 障害児ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直している。</p> <p>○ 栄養ケア計画を作成し、障害児の家族に説明し、その同意を得られた日から栄養マネジメント加算は算定を開始するものとする。</p>	<p>入所報酬告示別表第1の8</p>	
<p>(22) 要支援児童加算は、適正に算定していますか。 【知的障害児・肢体不自由児共通】</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>(1) 要支援児童加算（Ⅰ） 要保護児童又は要支援児童について、児童相談所等関係機関が参加する会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議（要保護児童対策地域協議会その他の公的機関が開催する会議）に参加し、要保護児童又は要支援児童への支援について情報共有及び連絡調整を行った場合に1月1回を、限度として算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議には、児童相談所、入所以前に当該障害児が居住していた市町村の関係者（こども家庭センター等）が参加することを基本とし、必要に応じて、家族の支援機関、医師、病院の公認心理師等が参加すること。 なお、会議は全ての関係者が出席することを基本とするが、やむを得ず欠席が生じる場合には、当該欠席する関係機関と事前及び事後に当該障害児への支援及び会議に関する情報共有及び連携調整を行うこと。 ・ 会議を行った場合は、参加者、開催日時、会議の要点及び会議を踏まえた当該障害児への支援方針等を記録すること。 <p>(2) 要支援児童加算（Ⅱ） 心理支援を行う設備を備えた施設において、心理担当職員（障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間が通算して3年以上である者に限る。）を配置し、当該心理担当職員が要保護児童又は要支援児童に対して専門的な心理支援を計画的に行った場合に1月に4回を限度として算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心理担当職員が、要保護児童又は要支援児童の成育環境や心理的側面等について評価を行うこと。評価に当たっては、臨床心理アセスメントや個別の心理面接を活用すること。 ・ 心理担当職員が、上記の評価を踏まえ、当該障害児に係る心理支援のための計画（心理特別支援計画）を作成し、当該計画に基づいて個別又はグループでの心理支援を行うこと。 ・ 心理支援の内容や当該児童の状況等について記録を行うこと。 	<p>入所報酬告示別表第1の8の2</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>(23) 集中的支援加算は、適正に算定していますか。</p> <p>【知的障害児】</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>(1) 集中的支援加算（Ⅰ）</p> <p>強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合に、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると県知事が認めた者であって、地域において当該児童に係る支援を行うもの（以下「広域的支援人材」という。）を入所施設に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該児童に対して集中的な支援を行った場合に、3月以内の期間に限り1月4回を限度として、算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的支援人材が、加算の対象となる児童及び指定福祉型障害児入所施設のアセスメントを行うこと。 ・ 広域的支援人材と指定福祉型障害児入所施設の従業者が共同して、当該児童の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（以下「集中的支援実施計画」という。）を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと。 ・ 指定福祉型障害児入所施設の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、通所支援計画及び支援計画シート等（強度行動障害児特別支援加算を算定している場合に限る。）に基づき支援を実施すること。 ・ 指定福祉型障害児入所施設が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該児童への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該児童の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること。 ・ 当該児童の状況及び支援内容について記録を行うこと。 ・ 集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること。 <p>(2) 集中的支援加算（Ⅱ）</p> <p>強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合に、一定の体制を備えているものとして知事が認めた入所施設において、集中的支援が必要な障害児を他の施設等から受け入れ、当該障害児に対して集中的支援を行った場合に、3月以内の期間に限り1日につき、算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の事業所等から、集中的支援が必要な障害児を受け入れること。受入に当たっては、広域的支援人材等から当該児童の状況や特性等の情報を把握するとともに、当該情報及びアセスメントを踏まえて入所支援計画の作成等を行うこと。 ・ 指定福祉型障害児入所施設における実践研修修了者が中心となって、当該障害児への集中的支援を行うこと。集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的支援人材の支援を受けながら、加算（Ⅰ）に規定する取組及び強度行動障害児特別支援加算の算定要件に適合する支援を行うこと。この場合において、集中的支援加算（Ⅰ）の算定が可能であること。 ・ 集中的支援実施計画において、当該障害児が集中的支援の後に生活・利用する予定の事業所等への支援の方針（当該障害児の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等）を記載し、これに基づき当該事業所等への支援を広域的支援人材と連携して実施すること。 ・ 当該児童の状況及び支援内容について記録を行うこと。 ・ 集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること。 	<p>入所報酬告示第1の8の3</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(24) 小規模グループケア加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。 【知的障害児・肢体不自由児共通】	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」13に適合する施設において、障害児に対し小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認められた障害児に対し、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かな支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該グループでケアする障害児の数に応じ、算定できる。 ただし、加算（Ⅲ）については、知事が認めたものに限り、算定できる。 ○ サテライト型小規模グループケアにおける職員の配置については、児童指導員又は保育士を3以上配置し、そのうち1以上は専任であること。残る児童指導員又は保育士については、指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事して差し支えない。 	入所報酬告示別表第1の9	
(25) 障害者支援施設等感染対策向上加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次の場合に、1月につき加算できる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 次の①から③のいずれにも適合する場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症（新型インフルエンザ等感染症等）の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ② 協力医療機関等との間で、感染症（新興感染症を除く。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し、適切に対応していること。 ③ 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算（以下「感染対策向上加算」という。）若しくは医科診療報酬点数表の初診料の注11及び再診料の注15に規定する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。 (2) 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、少なくとも3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合 	入所報酬告示別表第1の9の2	
(26) 新興感染症等施設療養加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新興感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、支援を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として1日につき、算定できる。 ・対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じてこども家庭庁長官が指定する。令和6年4月時点においては、指定している感染症はない。 	入所報酬告示別表第1の9の3	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>(27) 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算は、<u>都道府県知事に届け出た場合に</u>、適正に算定していますか。</p> <p>【知的障害児・肢体不自由児共通】</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 福祉・介護職員処遇改善加算は、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める基準」15に適合する福祉・介護職員の賃金の改善等を実施している施設において算定できる。</p> <p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算は、同告示16に適合する福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施している施設において算定できる。</p> <p>福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算は、同告示16の2に適合する福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等実施している施設において算定できる。</p> <p>令和6年3月26日付け障障発0326第4号「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照すること。</p>	<p>入所報酬告示別表第1の10</p> <p>入所報酬告示別表第1の11</p> <p>入所報酬告示別表第1の12</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄
<p>12 給付費の算定状況</p> <p>【基本事項（総則）】</p> <p>(1) サービスを提供した際の報酬の額は、入所報酬告示・通所報酬告示別表の障害児入所給付費単位数表・障害児通所給付費等単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）」（具体的には、10円）を乗じた額としていますか。</p> <p>(2) 一つの時間帯に、一つの指定入所支援や障害児通所支援に係る報酬を算定していますか。（特別な事情がある場合はその理由を明らかにしていますか。）</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>○ 算定された額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定する。</p> <p>○ 単位数算定の端数処理については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていく。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。</p> <p>(例1) 児童発達支援センター（難聴児及び重度心身障害児以外の場合。利用定員が71人以上80人以下で2,873単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の設置する施設の場合 所定単位数の965/1000 2,873単位×965/1000=2,772.445→2,772単位 ・ 定員超過利用による減算がかかる場合 所定単位数の70/100 2,772単位×0.70=1,940.4→1,940単位 <p>※ 2,873×965/1000×0.70=1,940.7115として四捨五入するのではない。 (令和6年度単価)</p> <p>○ 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については、「切り捨て」とする。</p> <p>(例2) 前記例1で、このサービスを月に22回提供した場合（定員を常に超過している場合、地域区分は2級地の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,940単位×22回=42,680単位 ・ 42,680単位×10.99円/単位=469,053.2円→469,053円 <p>※ 青森県の地域区分は「その他」地域であり、単価は10円であること。 (令和6年度単価)</p> <p>○ 障害児通所給付費等については、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援に係る報酬を算定できない。</p> <p>ただし、保育所等訪問支援については他の障害児通所支援を同一日に算定することは可能とするが、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することはできない。</p> <p>また、同一時間帯に児童福祉法に基づく障害児通所支援又は指定入所支援と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る報酬を算定することはできない。</p> <p>例えば、指定入所支援に係る報酬については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、指定入所支援を受けている障害児が当該入所施設から障害児通所支援を利用することについては、それらの障害児通所支援に係る所定単位数は算定できない。</p>	<p>入所報酬告示第1、2 通所報酬告示第1、2</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(3) 利用定員の規模に応じた報酬を算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>また、障害児通所支援の報酬を算定した場合、障害福祉サービスの居宅介護の報酬については当該障害児通所支援と同一時間帯でない限りにおいて算定可能であるが、同一日に他の障害児通所支援の報酬は算定できない。</p> <p>※ 障害児通所給付費の報酬の算定に当たって、当該障害通所支援に係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、個々の障害児に対するアセスメントを行うことを通じて、当該障害児ごとの通所支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該通所支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要がある。</p> <p>○ 定員規模別単価の取扱いについては、次のとおり。</p> <p>① 児童発達支援センター、障害児入所支援（医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関を除く。）については、運営規程に定める利用（入所）定員の規模に応じた報酬を算定する。</p> <p>② ①にかかわらず、多機能型事業所（③の適用を受けるものを除く。）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の指定通所支援又は障害福祉サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定する。</p> <p>③ 多機能型事業所のうち通所基準省令第80条に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定する。</p>	入所報酬告示別表 通所報酬告示別表	
(4) 定員超過に該当する場合、所定単位数を減じていますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定については、次のとおり。</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援センター（旧指定発達支援医療機関を除く。）、障害児入所支援（指定発達支援医療機関を除く。）</p> <p>② 算定される単位数 所定単位数の100分の70とする。 なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではない。</p> <p>③ 指定障害児通所支援事業所等の利用定員を上回る障害児を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間並びに所定単位数に乗じる割合」（平成24年厚生労働省告示第271号。以下「第271号告示」という。）の規定に基づき、障害児通所給付費等の減額を行うこととしている。</p> <p>これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めること。</p>	入所報酬告示別表 通所報酬告示別表	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
		<p>④ 障害児通所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い</p> <p>(1) 1日当たりの利用実績における定員超過利用減算</p> <p>ア 利用定員50人以下の場合 1日の障害児の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数。以下この(1)から(3)までにおいて同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。以下この(1)から(3)までにおいて同じ。）に100分の150を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行う。</p> <p>イ 利用定員51人以上の場合 1日の障害児の数が、利用定員に、当該利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に、25を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行う。</p> <p>(2) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算 直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行う。 ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行う。</p> <p>(例) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の事業所 $30人 \times 22日 \times 3月 = 1,980人$ $1,980人 \times 1.25 = 2,475人$（受入可能延べ障害児数） ※ 3月間の総延べ障害児数が2,475人を超える場合減算</p> <p>⑤ 障害児入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い</p> <p>(1) 1日当たりの利用実績における定員超過利用減算</p> <p>ア 入所定員50人以下の場合 1日の障害児の数が、入所定員に100分の110を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行う。</p> <p>イ 入所定員51人以上の場合 1日の障害児の数が、入所定員から当該入所定員から50を差し引いた数に100分の5を乗じて得た数に、5を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行う。</p> <p>(2) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算 直近の過去3月間の障害児の延べ数が、入所定員に開所日数を乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行う。</p> <p>(例) 入所定員50人の施設の場合 $(50人 \times 31日) + (50人 \times 30日) + (50人 \times 31日) = 4,600人$ $4,600人 \times 105\% = 4,830人$（受入可能延べ障害児数） ※ 3月間の総延べ障害児数が4,830人を超える場合減算</p>		

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>(5) 入所支援計画・通所支援計画作成業務が適切に行われていない場合、所定単位数を減じていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>⑥ 障害児の数の算定に当たっての留意事項 ④及び⑤における障害児の数の算定に当たっては、次の(1)又は(2)に該当する障害児を除くことができる。 また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合は、小数点以下を切り上げる。 (1) 災害等やむを得ない事由により受け入れる場合 (2) 就労等により、指定福祉型障害児入所施設を退所した後、離職等やむを得ない事由により再度障害児入所支援の利用を希望する障害児を緊急避難的に受け入れた場合</p> <p>⑦ 減算の対象となる定員超過利用が行われている施設等に対しては、その解消を行うよう指導される。当該指導に従わず、定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定取り消しが検討される。 なお、施設等においては、減算の対象とはならない定員超過を行う場合であっても、利用者処遇等について十分配慮すること。</p> <p>○ 入所支援計画・通所支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定については、次のとおり。</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援センター（旧指定発達支援医療機関において行う場合を除く。）、障害児入所施設（指定発達支援医療機関において行う場合を除く。）</p> <p>② 算定される単位数 計画が作成されていない期間が3月未満の場合、所定単位数の100分の70とする。 計画が作成されていない期間が3月以上の場合、所定単位数の100分の50とする。 なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70（または50）となるものではない。</p> <p>③ これらの支援計画未作成減算については、入所基準省令・通所基準省令の規定に基づき、入所支援計画・通所支援計画の作成が適切に行われていない場合に、各報酬告示等の規定に基づき、障害児通所給付費等を減額を行うこととしている。 これは入所支援計画・通所支援計画に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、施設等は、入所基準省令・通所基準省令の入所支援計画・通所支援計画に係る規定を遵守しなければならない。</p> <p>④ 入所支援計画・通所支援計画未作成減算の具体的取扱い 次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する障害児につき減算を行う。 (1) 児童発達支援管理責任者による指揮の下、入所支援計画・通所支援計画が作成されてない。 (2) 入所基準省令・通所基準省令に規定する入所支援計画・通所支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。</p> <p>⑤ 当該規定が遵守されていない場合は、遵守を指導される。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定取り消しが検討される。</p>	<p>入所報酬告示別表 通所報酬告示別表</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>(6) 身体拘束等の適正化を図る措置を講じていない場合、所定単位数を減じていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定については、次のとおり。</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援センター、障害児入所支援</p> <p>② 算定される単位数 障害児入所支援 所定単位数の100分の10とする。 児童発達支援センター 所定単位数の100分の1とする。</p> <p>なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではない。</p> <p>③ 次の(1)から(4)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算する。</p> <p>(1) 身体拘束等に係る記録が行われていない場合</p> <p>(2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）を定期的に開催していない場合。具体的には、1年に1回以上開催していない場合 ・なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）と関係する職種等が相互に関係が深いと認めるも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。</p> <p>(3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合</p> <p>(4) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合</p>	<p>入所報酬告示別表 通所報酬告示別表</p>	
<p>(7) 虐待の防止に係る業務が適切に行われていない場合、所定単位数を減じていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定については、次のとおり。</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援センター、障害児入所支援</p> <p>② 算定される単位数 所定単位数の100分の1とする。</p> <p>③ 次の(1)から(3)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算する。</p> <p>(1) 虐待防止委員会を定期的に開催していない場合。具体的には、1年に1回以上開催していない場合</p> <p>(2) 虐待の防止のための研修を定期的に実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合</p> <p>(3) 虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置していない場合</p>	<p>入所報酬告示別表 通所報酬告示別表</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(8) 情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合、所定単位数から減算していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合の所定単位数の算定については、次のとおり。</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援センター、障害児入所支援</p> <p>② 算定される単位数 障害児入所支援 所定単位数の100分の10とする。 児童発達支援センター 所定単位数の100分の5とする。</p> <p>③ 情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。</p>	入所報酬告示別表 通所報酬告示別表	
(9) 業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合、所定単位数から減算していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定については、次のとおり。</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援センター、障害児入所支援</p> <p>② 算定される単位数 障害児入所支援 所定単位数の100分の3とする。 児童発達支援センター 所定単位数の100分の1とする。</p> <p>③ 業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。</p> <p>④ 経過措置 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、当該減算を適用しない。</p>	入所報酬告示別表 通所報酬告示別表	
(10) 複数の減算事由に該当する場合、それぞれの減算割合を乗じていますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、原則として、それぞれの減算割合を乗ずる。</p> <p>ただし、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行う。(所定単位数の100分の70×100分の70＝所定単位数の100分の49の報酬を算定するのではない。)</p> <p>複数の減算事由に該当する場合は、重点的に指導される。当該指導に従わない場合には、指定取り消しが検討される。</p>	入所報酬告示別表 通所報酬告示別表	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄
<p>【医療型障害児入所施設給付費】</p> <p>(1) 医療型障害児入所施設給付費は、入所報酬告示別表第2の1により、適正に算定していますか。</p> <p>(2) 地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定していますか。</p> <p>(3) 重度障害児支援加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。</p> <p>(4) 重度重複障害児加算は、適正に算定していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい・<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input type="checkbox"/> はい・<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input type="checkbox"/> はい・<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input type="checkbox"/> はい・<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない</p>	<p>○ 重度障害児の保護指導に必要な経費を評価するため、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」2に適合する指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、児童の障害種別に応じて、1日につき算定できる。</p> <p>○ 重度障害児支援加算を算定している医療型障害児入所施設において、別に平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」3に適合する（強度行動障害支援者養成研修（実践研修）課程修了者を1人以上配置し、支援計画シート等を作成している）として届出している施設において、頻繁なてんかん様発作等を有し、監護を必要とする知的障害児又は自閉症児に対し、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）課程を修了した従業者による支援を行っている場合は、さらに1日につき加算単位を算定できる。</p> <p>○ 当自主点検項目(4)の重度障害児支援加算の対象となる障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害、知的障害又は精神障害のうち3以上の障害を有する障害児に対し支援を行った場合に、1日につき算定できる。 ただし、重症心身障害児については、算定しない。 当自主点検項目(5)の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算できない。</p> <p>○ 加算の認定に当たり、専門的な知見が必要と認められる場合は、児童相談所長の意見を聴くこと。</p>	<p>入所報酬告示別表第2の1</p> <p>入所報酬告示別表第2の1注1</p> <p>入所報酬告示別表第2の1注4</p> <p>入所報酬告示別表第2の1注4の2</p> <p>入所報酬告示別表第2の1注5</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>(5) 強度行動障害児特別支援加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。</p> <p>【知的障害児】</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」5に適合する施設において、強度の行動障害を有する児童に対し支援を行った場合に、1日につき算定できる。</p> <p>対象となる障害児は1人からでも加算算定は可能であるが、その場合でも、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）課程修了者を1人以上配置して、当該児童についての支援計画シート等を作成する等設備及び職員配置基準等を満たす必要がある。</p> <p>○ 重度の行動障害を有する障害児が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価して、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに加算単位を算定できる。</p> <p>(1) 強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ）</p> <p>実践研修修了者が、当該研修課程に基づいて、加算の対象となる児童についての情報の収集、障害特性の理解及び障害特性に応じた環境調整を行った上で、支援計画シート等を作成し、当該支援計画シート等に基づき指定入所支援を行った場合に加算を算定する。</p> <p>なお、強度行動障害支援者養成研修の知見を踏まえて、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行った場合においても本加算を算定することが可能であること。ただし、この場合においては、以下の①及び②に掲げる取組を行うこと。</p> <p>① 指定入所支援を行う従業者は、基礎研修修了者又は実践研修修了者に対して、支援計画シート等に基づく日々の支援内容について確認した上で支援を行うこと。</p> <p>② 実践研修修了者は、原則として週に3日以上頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。</p> <p>(2) 強度行動障害児特別支援加算（Ⅱ）</p> <p>実践研修修了者が、中核的人材研修修了者の助言に基づいて支援計画シート等を作成し、当該支援計画シート等に基づき、指定入所支援を行った場合に加算を算定する。</p> <p>なお、加算（Ⅰ）と同様に、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行った場合においても当該加算を算定することが可能であること。ただし、この場合においては、加算（Ⅰ）の①及び②に掲げる取組並びに次の取組を行うこと。</p> <p>中核的人材研修修了者は、原則として週に1日以上頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等の見直しについて助言を行うこと。</p> <p>○ 実践研修修了者は3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行うこと。</p> <p>○ 当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに700単位を加算することができることとしているが、これは、強度行動障害を有する障害児の入所の初期段階において、標準的な指定入所支援を行うために必要な手厚い支援を評価するものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた環境調整や支援計画シート等に基づく支援を適切に行うものであること。</p> <p>○ 加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）については、自主点検表(21)集中的支援加算を算定する期間においても算定可能であること。</p>	<p>入所報酬告示別表第2の1注5の2</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等【確認資料】	県記載欄
(6) 乳幼児加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	○ 乳幼児である肢体不自由児（重症心身障害児を除く。）に対し支援を行った場合に、1日につき算定できる。	入所報酬告示別表第2の1注6	
(7) 心理担当職員配置加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	○ 平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」18の4に適合する、専ら当該施設の職務に従事する心理担当職員を1名以上配置する施設において支援を行った場合に、1日につき算定できる。 ○ 公認心理師を1人以上配置している場合は、1日につき加算できる。	入所報酬告示別表第2の1注7 入所報酬告示別表第2の1注8	
(8) ソーシャルワーカー配置加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定しています	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	○ 下記①から⑥の業務を専ら行うソーシャルワーカー（社会福祉士・障害福祉サービス事業、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援に5年以上従事した経験を有する者）1名以上配置している施設について算定できる。 ① 移行に関する入所児童（18歳以上の者を含む。）及び保護者に対する相談援助を行う。 ② 移行に当たり児童相談所をはじめ多機関・多職種が協働できるように支援の調整を図る。 ③ 移行に当たり障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会等の場を活用し、必要な社会資源の開発・改善を行う役割を担う。 ④ 入所児童が退所後の生活がイメージできるような体験の機会や、移行先の生活に適應できるよう訓練等の機会を手供する。 ⑤ 支援の継続性を図る観点から、退所後においても、必要に応じて児童相談所及び相談支援事業所等からの要請に応じて継続的な相談援助を行う。 ⑥ 児童発達支援管理責任者と連携し、児童の入退所や外泊に係る調整を行う。	入所報酬告示別表第2の1注9	
(9) 自活訓練加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	○ 個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県が認めた障害児に対し、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」19に適合する指定医療型障害児入所施設において、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める基準」14に適合する自活に必要な訓練を行った場合に、当該障害児1人につき360日間を限度として、次のとおり、1日につき算定できる。 (1) 自活訓練加算（Ⅰ） (2) 以外の場合 (2) 自活訓練加算（Ⅱ） 自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行った場合 ○ 同一の障害児について、同一の給付決定期間中1回（さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる障害児にあつては、2回）を限度として、加算単位を算定できる。	入所報酬告示別表第2の2	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>(10) 福祉専門職員配置等加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 次の場合に、1日につき算定できる。</p> <p>(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 入所基準省令第52条の規定により置くべき児童指導員(基準(児童)第58条の児童指導員)として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であること。</p> <p>なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各施設において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(2)及び(3)において同じ。)</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 入所基準省令第52条の規定により置くべき児童指導員(基準(児童)第58条の児童指導員)として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であること。</p> <p>(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 次のいずれかに該当する場合であること。ただし、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定できない。</p> <p>ア 入所基準省令第52条の規定により置くべき児童指導員(基準(児童)第43条の児童指導員)若しくは保育士又は指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する保育士又は指導員であるものに限る。)(イにおいて「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。</p> <p>イ 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害児通所支援事業、障害児入所施設、障害福祉サービス事業(旧法施設を含む)、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。</p> <p>また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含める。</p>	<p>入所報酬告示別表第2の3</p>	
<p>(11) 保育職員加配加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 入所基準に定める員数に加え、児童指導員又は保育士を1名以上配置している施設について、1日につき算定できる。</p> <p>○ 指定発達支援医療機関(自閉症児の場合を除く)の場合は、別に平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」19の2のイ又はロに該当すること。</p>	<p>入所報酬告示別表第2の3の2</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(12) 家族支援加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 施設従業者が（栄養士及び調理員を除く。）が支援計画に基づき、あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対し相談援助を行った場合に、1日につき1回及び1月につき2回を限度として算定できる。</p> <p>(1) 家族支援加算（Ⅰ） あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て入所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、 ア 障害児の家族等の居宅を訪問し、 イ 指定福祉型障害児入所施設において対面により、 ウ テレビ電話装置等を活用して、 障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関する必要な相談援助を行った場合に、算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。ただし、アについて、家族等の状況を勘案して短時間でも相談援助を行う必要がある場合又は家族側の事情により30分未満となる場合はこの限りではないこと。 ・テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した場合の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。ただし、相談者の通信環境等により、やむを得ない場合には表情等の確認が難しい機器（例えば電話等）を使用することでも差し支えない。 ・入所施設以外の場において対面で個別に相談援助を行った場合は、施設の場において対面で個別に相談援助を行った場合を算定すること。 <p>また、本加算は入所支援計画に位置付けた上で計画的に相談援助を行った場合に算定するものであり、突発的に生じる相談援助（例えば、家族等からの電話に対応する場合）は対象とならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。 <p>(2) 家族支援加算（Ⅱ） あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得て入所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、 ア 入所施設において対面により、 イ テレビ電話装置等を活用して、 障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関する必要な相談援助を行った場合に、算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。 ・相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。 ・テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した場合の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。ただし、相談者の通信環境等により、やむを得ない場合には表情等の確認が難しい機器（例えば電話等）を使用することでも差し支えない。 ・相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。 <p>○ 家族支援加算（Ⅰ）と（Ⅱ）は同一の日に実施した場合であっても、それぞれ算定できること。</p>	入所報酬告示第2の3の3	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(13) 地域移行加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、指定医療型障害児入所施設の従業者又は指定発達支援医療機関の職員が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中2回を限度として算定できる。</p> <p>また、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定できる。（退所前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退所後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できる。）</p> <p>地域移行加算は退所日に算定し、退所後の訪問相談は訪問日に算定する。</p> <p>ただし、当該障害児が、有期有目的の支援を行う場合であって入所中の場合又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合は、算定できない。</p> <p>○ 地域移行加算に係る相談支援の内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退所後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助 ・ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助 ・ 退所する障害児の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助 ・ 住宅改修に関する相談援助 ・ 退所する障害児の介護等に関する相談援助 <p>に関するものであり、相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。</p>	入所報酬告示別表第2の4	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(14) 移行支援関係機関連携加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 障害児の移行支援計画を作成又は更新する際に、関係者が参画する移行支援関係機関連携会議を開催し、当該障害児の移行支援に関して連携調整を行った場合に、1月につき1回を限度として算定できる。</p> <p>なお、当該障害児が15歳未満であっても、移行支援計画の作成が必要と認められる場合は、当該加算の対象として差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議には、障害児の入所給付決定を行った都道府県等、移行予定先の市町村及び基幹相談支援センター、障害児が属する教育機関の出席を基本とすること。基幹相談支援センターが移行予定先や保護者の居住地又は施設の所在地の市町村に設置されていない場合は、当該市町村の指定特定相談支援事業所が出席すること。 ・ また、必要に応じて、障害児本人及びその家族、児童相談所、移行予定先の関係者、医療機関等の関係者その他の障害児の移行支援に関係する者の参加を求めること。 <p>・ 会議においては、施設の児童発達支援管理責任者又はソーシャルワーカーが、入所児童の状況、移行支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、参加者に対して、専門的な見地からの意見を求め、移行支援計画の作成又は変更その他必要な便宜の提供について検討を行うこと。</p> <p>会議を行った場合は、参加者、開催日時、会議の要旨及び移行支援計画に反映させるべき内容等を記録すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議における検討を踏まえて、移行支援計画の作成又は見直しを行うこと。作成又は見直しに当たっては、関係者との連携方法等を具体的に記載すること。 ・ 都道府県又は指定都市が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の19第4項に規定する協議の場を設け、当該協議の場に指定福祉型障害児入所施設及び関係機関が参加し、上記に掲げる取組と同等の取組を行った場合には、当該加算を算定できる。 	入所報酬告示第2の4の2	
(15) 体験利用支援加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 重度障害児支援加算の対象となる障害児又は強度の行動障害を有する児童が自立した日常生活及び社会生活の移行に向けて宿泊や日中活動等の体験（退所予定日から遡って1年間の体験に限る。以下「体験」という。）を行う場合に、施設従業者（栄養士及び調理員を除く。）が、次のいずれにも該当する支援を行った場合に、加算（Ⅰ）は1回につき3日以内、加算（Ⅱ）は5日以内の期間について、2回を限度として、算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験利用の利用の日における新たな環境への適応に対する支援その他の便宜の供与 ・ 体験利用に係る事業者その他の関係者との連絡調整その他の相談援助 <p>(1) 体験利用支援加算（Ⅰ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験利用は1回2泊3日まで、2回を限度とする。なお、1泊2日の宿泊の場合でも体験利用1回として判定することに留意すること。 <p>(2) 体験利用支援加算（Ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験利用は1回5日まで、2回を限度とする。この場合において、5日間の体験活動を複数週や複数月で分散させて利用した場合も算定することが可能である。 	入所報酬告示第2の4の3	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(16) 要支援児童加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 次の場合に、1月1回を限度として算定できる。</p> <p>(1) 要支援児童加算（Ⅰ） 要保護児童又は要支援児童について、児童相談所等関係機関が参加する会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議（要保護児童対策地域協議会その他の公的機関が開催する会議）に参加し、要保護児童又は要支援児童への支援について情報共有及び連絡調整を行った場合に算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議には、児童相談所、入所以前に当該障害児が居住していた市町村の関係者（こども家庭センター等）が参加することを基本とし、必要に応じて、家族の支援機関、医師、病院の公認心理師等が参加すること。 なお、会議は全ての関係者が出席することを基本とするが、やむを得ず欠席が生じる場合には、当該欠席する関係機関と事前及び事後に当該障害児への支援及び会議に関する情報共有及び連携調整を行うこと。 ・会議を行った場合は、参加者、開催日時、会議の要点及び会議を踏まえた当該障害児への支援方針等を記録すること。 <p>(2) 要支援児童加算（Ⅱ） 心理支援を行う設備を備えた施設において、心理担当職員（障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間が通算して3年以上である者に限る。）を配置し、当該心理担当職員が要保護児童又は要支援児童に対して専門的な心理支援を計画的に行った場合に算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理担当職員が、要保護児童又は要支援児童の成育環境や心理的側面等について評価を行うこと。評価に当たっては、臨床心理アセスメントや個別の心理面接を活用すること。 ・心理担当職員が、上記の評価を踏まえ、当該障害児に係る心理支援のための計画（心理特別支援計画）を作成し、当該計画に基づいて個別又はグループでの心理支援を行うこと。 ・心理支援の内容や当該児童の状況等について記録を行うこと。 	入所報酬告示第2の4の4	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(17) 集中的支援加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>(1) 集中的支援加算（Ⅰ）</p> <p>強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合に、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると県知事が認めた者であって、地域において当該児童に係る支援を行うもの（以下「広域的支援人材」という。）を入所施設に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該児童に対して集中的な支援を行った場合に、3月以内の期間に限り1月4回を限度として、算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的支援人材が、加算の対象となる児童及び指定福祉型障害児入所施設のアセスメントを行うこと。 ・ 広域的支援人材と指定福祉型障害児入所施設の従業者が共同して、当該児童の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（以下「集中的支援実施計画」という。）を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと。 ・ 指定福祉型障害児入所施設の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、通所支援計画及び支援計画シート等（強度行動障害児特別支援加算を算定している場合に限る。）に基づき支援を実施すること。 ・ 指定福祉型障害児入所施設が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該児童への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該児童の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること。 ・ 当該児童の状況及び支援内容について記録を行うこと。 ・ 集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること。 <p>(2) 集中的支援加算（Ⅱ）</p> <p>強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合に、一定の体制を備えているものとして知事が認めた入所施設において、集中的支援が必要な障害児を他の施設等から受け入れ、当該障害児に対して集中的支援を行った場合に、3月以内の期間に限り1日につき、算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の事業所等から、集中的支援が必要な障害児を受け入れること。受入に当たっては、広域的支援人材等から当該児童の状況や特性等の情報を把握するとともに、当該情報及びアセスメントを踏まえて入所支援計画の作成等を行うこと。 ・ 指定福祉型障害児入所施設における実践研修修了者が中心となって、当該障害児への集中的支援を行うこと。集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的支援人材の支援を受けながら、加算（Ⅰ）に規定する取組及び強度行動障害児特別支援加算の算定要件に適合する支援を行うこと。この場合において、加算（Ⅰ）の算定が可能であること。 ・ 集中的支援実施計画において、当該障害児が集中的支援の後に生活・利用する予定の事業所等への支援の方針（当該障害児の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等）を記載し、これに基づき当該事業所等への支援を広域的支援人材と連携して実施すること。 ・ 当該児童の状況及び支援内容について記録を行うこと。 ・ 集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること。 	入所報酬告示第2の4の5	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>(18) 小規模グループケア加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。 【知的障害児・肢体不自由児共通】</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」13に適合する施設において、障害児に対し小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認められた障害児に対し、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かな支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該グループでケアする障害児の数に応じ、算定できる。 ただし、加算（Ⅲ）については、知事が認めたものに限り、加算を算定できる。</p> <p>○ サテライト型小規模グループケアにおける職員の配置については、児童指導員又は保育士を3以上配置し、そのうち1以上は専任であること。残る児童指導員又は保育士については、指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事して差し支えない。</p>	<p>入所報酬告示第2の5</p>	
<p>(19) 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 福祉・介護職員処遇改善加算は、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める基準」12に適合する福祉・介護職員の賃金の改善等を実施している指定医療型障害児入所施設において算定できる。 福祉・介護職員等特定処遇改善加算は、同告示13に適合する福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施している施設において算定できる。 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算は、同告示14に適合する福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施している施設において算定できる。</p> <p>令和6年3月26日付け障障発0326第4号「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照すること。</p>	<p>入所報酬告示別表第2の6 入所報酬告示別表第2の7 入所報酬告示別表第2の8</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>12 給付費の算定状況【※中核市に所在する児童発達支援センターは以下、記載不要】 【基本事項（総則）】</p> <p>(1) サービスを提供した際の報酬の額は、入所報酬告示・通所報酬告示別表の障害児入所給付費単位数表・障害児通所給付費等単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）」（具体的には、10円）を乗じた額としていますか。</p> <p>(2) 一つの時間帯に、一つの指定入所支援や障害児通所支援に係る報酬を算定していますか。（特別な事情がある場合はその理由を明らかにしていますか。）</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ</p>	<p>○ 算定された額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定する。</p> <p>○ 単位数算定の端数処理については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っている。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。</p> <p>(例1) 児童発達支援センター（難聴児及び重度心身障害児以外の場合。利用定員が71人以上80人以下で2,873単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の設置する施設の場合 所定単位数の965/1000 2,873単位×965/1000=2,772.445→2,772単位 ・ 定員超過利用による減算がかかる場合 所定単位数の70/100 2,772単位×0.70=1,940.4→1,940単位 <p>※ 2,873×965/1000×0.70=1,940.7115として四捨五入するのではない。 (令和6年度単価)</p> <p>○ 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については、「切り捨て」とする。</p> <p>(例2) 前記例1で、このサービスを月に22回提供した場合（定員を常に超過している場合、地域区分は2級地の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,940単位×22回=42,680単位 ・ 42,680単位×10.99円/単位=469,053.2円→469,053円 <p>※ 青森県の地域区分は「その他」地域であり、単価は10円であること。 (令和6年度単価)</p> <p>○ 障害児通所給付費等については、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援に係る報酬を算定できない。</p> <p>ただし、保育所等訪問支援については他の障害児通所支援を同一日に算定することは可能とするが、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することはできない。</p> <p>また、同一時間帯に児童福祉法に基づく障害児通所支援又は指定入所支援と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る報酬を算定することはできない。</p> <p>例えば、指定入所支援に係る報酬については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、指定入所支援を受けている障害児が当該入所施設から障害児通所支援を利用することについては、それらの障害児通所支援に係る所定単位数は算定できない。</p>	<p>入所報酬告示第1、2 通所報酬告示第1、2</p>	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【 確 認 資 料 】	県 記 載 欄
(3) 利用定員の規模に応じた報酬を算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	<p>また、障害児通所支援の報酬を算定した場合、障害福祉サービスの居宅介護の報酬については当該障害児通所支援と同一時間帯でない限りにおいて算定可能であるが、同一日に他の障害児通所支援の報酬は算定できない。</p> <p>※ 障害児通所給付費の報酬の算定に当たって、当該障害通所支援に係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、個々の障害児に対するアセスメントを行うことを通じて、当該障害児ごとの通所支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該通所支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要がある。</p> <p>○ 定員規模別単価の取扱いについては、次のとおり。</p> <p>① 児童発達支援センター、障害児入所支援（医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関を除く。）については、運営規程に定める利用（入所）定員の規模に応じた報酬を算定する。</p> <p>② ①にかかわらず、多機能型事業所（③の適用を受けるものを除く。）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の指定通所支援又は障害福祉サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定する。</p> <p>③ 多機能型事業所のうち通所基準省令第80条に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定する。</p>	入所報酬告示別表 通所報酬告示別表	
(4) 定員超過に該当する場合、所定単位数を減じていますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定については、次のとおり。</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援センター（旧指定発達支援医療機関を除く。）、障害児入所支援（指定発達支援医療機関を除く。）</p> <p>② 算定される単位数 所定単位数の100分の70とする。 なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではない。</p> <p>③ 指定障害児通所支援事業所等の利用定員を上回る障害児を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、「こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間並びに所定単位数に乘じる割合」（平成24年厚生労働省告示第271号。以下「第271号告示」という。）の規定に基づき、障害児通所給付費等の減額を行うこととしている。</p> <p>これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めること。</p>	入所報酬告示別表 通所報酬告示別表	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
		<p>④ 障害児通所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い</p> <p>(1) 1日当たりの利用実績における定員超過利用減算</p> <p>ア 利用定員50人以下の場合 1日の障害児の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数。以下この(1)から(3)までにおいて同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあつては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。以下この(1)から(3)までにおいて同じ。）に100分の150を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行う。</p> <p>イ 利用定員51人以上の場合 1日の障害児の数が、利用定員に、当該利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に、25を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行う。</p> <p>(2) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算 直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行う。 ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行う。</p> <p>(例) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の事業所 $30人 \times 22日 \times 3月 = 1,980人$ $1,980人 \times 1.25 = 2,475人$（受入可能延べ障害児数） ※ 3月間の総延べ障害児数が2,475人を超える場合減算</p> <p>⑤ 障害児入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い</p> <p>(1) 1日当たりの利用実績における定員超過利用減算</p> <p>ア 入所定員50人以下の場合 1日の障害児の数が、入所定員に100分の110を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行う。</p> <p>イ 入所定員51人以上の場合 1日の障害児の数が、入所定員から当該入所定員から50を差し引いた数に100分の5を乗じて得た数に、5を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行う。</p> <p>(2) 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算 直近の過去3月間の障害児の延べ数が、入所定員に開所日数を乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行う。</p> <p>(例) 入所定員50人の施設の場合 $(50人 \times 31日) + (50人 \times 30日) + (50人 \times 31日) = 4,600人$ $4,600人 \times 105\% = 4,830人$（受入可能延べ障害児数） ※ 3月間の総延べ障害児数が4,830人を超える場合減算</p>		

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>(5) 入所支援計画・通所支援計画作成業務が適切に行われていない場合、所定単位数を減じていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>⑥ 障害児の数の算定に当たっての留意事項 ④及び⑤における障害児の数の算定に当たっては、次の(1)又は(2)に該当する障害児を除くことができる。 また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合は、小数点以下を切り上げる。</p> <p>(1) 災害等やむを得ない事由により受け入れる場合 (2) 就労等により、指定福祉型障害児入所施設を退所した後、離職等やむを得ない事由により再度障害児入所支援の利用を希望する障害児を緊急避難的に受け入れた場合</p> <p>⑦ 減算の対象となる定員超過利用が行われている施設等に対しては、その解消を行うよう指導される。当該指導に従わず、定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定取り消しが検討される。 なお、施設等においては、減算の対象とはならない定員超過を行う場合であっても、利用者処遇等について十分配慮すること。</p> <p>○ 入所支援計画・通所支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定については、次のとおり。</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援センター（旧指定発達支援医療機関において行う場合を除く。）、障害児入所施設（指定発達支援医療機関において行う場合を除く。）</p> <p>② 算定される単位数 計画が作成されていない期間が3月未満の場合、所定単位数の100分の70とする。 計画が作成されていない期間が3月以上の場合、所定単位数の100分の50とする。 なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70（または50）となるものではない。</p> <p>③ これらの支援計画未作成減算については、入所基準省令・通所基準省令の規定に基づき、入所支援計画・通所支援計画の作成が適切に行われていない場合に、各報酬告示等の規定に基づき、障害児通所給付費等を減額を行うこととしている。 これは入所支援計画・通所支援計画に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、施設等は、入所基準省令・通所基準省令の入所支援計画・通所支援計画に係る規定を遵守しなければならない。</p> <p>④ 入所支援計画・通所支援計画未作成減算の具体的取扱い 次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する障害児につき減算を行う。</p> <p>(1) 児童発達支援管理責任者による指揮の下、入所支援計画・通所支援計画が作成されてない。 (2) 入所基準省令・通所基準省令に規定する入所支援計画・通所支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。</p> <p>⑤ 当該規定が遵守されていない場合は、遵守を指導される。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定取り消しが検討される。</p>	<p>入所報酬告示別表 通所報酬告示別表</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>(6) 身体拘束等の適正化を図る措置を講じていない場合、所定単位数を減じていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定については、次のとおり。</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援センター、障害児入所支援</p> <p>② 算定される単位数 障害児入所支援 所定単位数の100分の10とする。 児童発達支援センター 所定単位数の100分の1とする。 なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではない。</p> <p>③ 次の(1)から(4)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算す</p> <p>(1) 身体拘束等に係る記録が行われていない場合 (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）を定期的に開催していない場合。具体的には、1年に1回以上開催していない場合 ・なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）と関係する職種等が相互に関係が深いと認めるも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。</p> <p>(3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合 (4) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合</p>	<p>入所報酬告示別表 通所報酬告示別表</p>	
<p>(7) 虐待の防止に係る業務が適切に行われていない場合、所定単位数を減じていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定については、次のとおり。</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援センター、障害児入所支援</p> <p>② 算定される単位数 所定単位数の100分の1とする。</p> <p>③ 次の(1)から(3)までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を都道府県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算す</p> <p>(1) 虐待防止委員会を定期的に開催していない場合。具体的には、1年に1回以上開催していない場合 (2) 虐待の防止のための研修を定期的実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合 (3) 虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置していない場合</p>	<p>入所報酬告示別表 通所報酬告示別表</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(8) 情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合、所定単位数から減算していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合の所定単位数の算定については、次のとおり。</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援センター、障害児入所支援</p> <p>② 算定される単位数 障害児入所支援 所定単位数の100分の10とする。 児童発達支援センター 所定単位数の100分の5とする。</p> <p>③ 情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。</p>	入所報酬告示別表 通所報酬告示別表	
(9) 業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合、所定単位数から減算していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定については、次のとおり。</p> <p>① 対象となる支援 児童発達支援センター、障害児入所支援</p> <p>② 算定される単位数 障害児入所支援 所定単位数の100分の3とする。 児童発達支援センター 所定単位数の100分の1とする。</p> <p>③ 業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。</p> <p>④ 経過措置 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、当該減算を適用しない。</p>	入所報酬告示別表 通所報酬告示別表	
(10) 複数の減算事由に該当する場合、それぞれの減算割合を乗じていますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、原則として、それぞれの減算割合を乗ずる。</p> <p>ただし、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行う。(所定単位数の100分の70×100分の70=所定単位数の100分の49の報酬を算定するのではない。)</p> <p>複数の減算事由に該当する場合は、重点的に指導される。当該指導に従わない場合には、指定取り消しが検討される。</p>	入所報酬告示別表 通所報酬告示別表	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>【児童発達支援センター】</p> <p>(1) 児童発達支援給付費は、通所報酬告示別表第1の1により、適正に算定していますか。</p> <p>(2) 地方公共団体が設置する児童発達支援センターにあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定していますか。</p> <p>(3) 質の評価及び改善の内容を公表していない場合は、所定単位数から減算していますか。</p> <p>(4) 支援プログラムの内容を公表していない場合、所定単位数を減じていますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定については、次のとおり。</p> <p>ア 算定される単位数は所定単位数の100分の85とする。 なお、当該所定単位数は、各種加算（児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）を除く。）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではない。</p> <p>イ 質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）未公表減算については、おおむね1年に1回以上、自己評価及び事業所を利用する障害児の保護者による評価が行われ、その結果等の公表が適切に行われていない場合に減算する。これは従業者による評価を受けた上で、事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は基準の規定を遵守しなければならないものとする。</p> <p>ウ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を知事に届け出ることとする。</p> <p>エ 当該減算については、自己評価結果等の公表が知事に届出がされていない場合に、減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。</p> <p>○ 支援プログラムの内容を公表していない場合の所定単位数の算定については、次のとおり。</p> <p>ア 算定される単位数は所定単位数の100分の85とする。 なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではない。</p> <p>イ 支援プログラム（5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人間関係・社会性」）を含む総合的な支援内容との関連性を明確にした事業所全体の支援の実施に関する計画を策定し、公表が適切に行われていない場合に、減算する。 事業所ごとに、支援プログラムを策定し、インターネットの利用その他の方法により広く公表（その方法及び内容は都道府県に届け出）することにより総合的な支援と支援内容の見える化を進めるためのものである。 （経過期間 令和7年3月31日までの間）</p> <p>ウ 当該減算については、支援プログラムの公表について都道府県に届出がされていない場合に減算する。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算する。</p>	<p>通所報酬告示別表第1の1</p> <p>通所報酬告示別表第1の1 注1</p> <p>通所報酬告示別表第1の1 注3</p> <p>通所報酬告示別表</p>	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(5) 運営規程に定める営業時間が6時間を満たしていない場合は、所定単位数から減算していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 運営規程等に定める営業時間が6時間未満である場合の減算の取扱いについては、次のとおり。</p> <p>ア ここていう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれない。</p> <p>イ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、6時間以上開所しているが、障害児の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合は、減算の対象とならない。 また、5時間以上開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、4時間以上6時間未満の場合の割合を乗ずること。</p> <p>ウ 算定される単位数は4時間未満の場合は所定単位数の100分の70とし、4時間以上6時間未満の場合は所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではない。</p>	通所報酬告示別表第1の1注4	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【 確 認 資 料 】	県 記 載 欄
<p>(6) 中核機能強化加算は、<u>都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。</u></p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 中核機能強化加算については、市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所、保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、障害児とその家族に対する専門的な支援及び包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定できる。</p> <p>○ 中核機能強化加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までの算定に当たっては、次の基本要件も満たすこと。</p> <p>ア 市町村により中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして位置付けられていること。</p> <p>イ 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること。</p> <p>ウ 未就学から学齢期まで、幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保していること。</p> <p>エ 地域の障害児通所事業所との連携体制を確保していること。</p> <p>オ インクルージョンの推進体制を確保していること。</p> <p>カ 発達支援に関する窓口としての相談機能を果たす体制を確保していること。</p> <p>キ 地域の障害児に対する支援体制の状況及びイからカまでの取組の実施状況を年に1回以上、インターネット等を活用し、広く公表していること。</p> <p>ク 自己評価の項目について、外部の者による評価を概ね年に1回以上受けていること。</p> <p>ケ 児童発達支援センターの従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、年に1回以上研修を実施していること。</p> <p>(1) 中核機能強化加算（Ⅰ） 中核機能強化加算（Ⅰ）の算定にあたっては、基本要件及びアからウまでに掲げるいずれの要件も満たすこと。</p> <p>ア 中核機能強化職員として、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数（児童指導員等加配加算又は専門的支援体制加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、主として基本要件のイ、エ及びオの体制確保について取り組む専門人材を常勤専任で1以上配置し、これらの取組を行っていること。中核機能強化職員として配置する専門人材は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、保育士、児童指導員又は心理担当職員であって、資格取得後（児童指導員又は心理担当職員にあつては当該職務に配置された以後）、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援の業務に従事した期間が通算して5年以上であること。</p> <p>イ 中核機能強化職員として、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数（児童指導員等加配加算又は専門支援体制加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。また、アの専門人材を含む）に加え、主として基本要件のウ及びカの体制確保について取り組む専門人材を常勤専任で1以上配置し、当該取組を行っていること。中核機能強化職員として配置する専門人材の要件は、アと同様であること。</p>	<p>通所報酬告示第1の注7</p> <p>通所給付費等単位数表第1の1の注7のイ</p>	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【 確 認 資 料 】	県 記 載 欄
<p>(7) 児童指導員等加配加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p>	<p>ウ 多職種連携が可能な体制の下で、幅広い発達段階や多様な障害特性及び家族支援に対応するための専門的な支援の提供を行うこと。具体的には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士及び児童指導員を全て配置し、これらの者が連携して障害児通所支援が行われていること。</p> <p>保育士及び児童指導員は、3年以上障害児通所支援又は障害児入所支援の業務に従事した経験を有する者であること。当該経験は、資格取得又は当該職務として配置された以後の経験に限らないものとする。これらの配置に当たっては、通所基準省令により配置すべき従業者、児童指導員等加配加算や専門的支援体制加算により加配された者、ア又はイの中核機能強化職員の配置によることことができる。また、配置は常勤換算による配置を求めるが、配置すべき者に係る職種のうち2職種までは、常勤換算でない配置によることも可能とする。さらに、同一の者が複数の職種を有している場合には、常勤換算による配置である場合に限り、2職種までは配置したものと評価することを可能とする。</p> <p>例：同一法人内の他の施設に勤務する専門職の活用や理学療法士及び言語聴覚士を非常勤で自事業所に勤務させる体制を確保する場合は、これらの職種について配置したものと認められる。</p> <p>(2) 中核機能強化加算（Ⅱ） 中核機能強化加算（Ⅱ）の算定にあたっては、基本要件及び加算（Ⅰ）のア及びイに掲げるいずれの要件も満たすこと。</p> <p>(3) 中核機能強化加算（Ⅲ） 中核機能強化加算（Ⅲ）の算定にあたっては、基本要件及び加算（Ⅰ）のア又はイに掲げるいずれの要件も満たすこと。</p> <p>○ 中核機能強化職員については、支援を提供する時間帯は事業所で支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で、地域支援にあたることことができる。ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務はできないこと。</p> <p>○ 中核機能強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）により、2以上の中核機能強化職員を配置している場合にあっては、加算（Ⅰ）のア及びイに規定する業務の適切な実施の確保に留意した上で、当該2以上の中核機能強化職員が連携してア及びイに規定する業務を一体的に実施することとしても差し支えない。</p> <p>○ 児童発達支援給付費の算定に必要な員数（専門的支援体制加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員等又はその他従業者を1以上配置し、指定児童発達支援を行った場合に1日につき算定できる。</p>	<p>通所給付費等単位数表第1の1の注7のロ</p> <p>通所給付費等単位数表第1の1の注7のハ</p> <p>通所報酬告示別表第1の1注8</p>	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(8) 専門的支援体制加算は、 <u>都道府県知事に届け出た場合に</u> 。適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 理学療法士等による支援が必要な障害児への支援や、障害児の家族等に対して障害児との関わり方に関する助言等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数（児童指導員等加配加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置（常勤換算による配置）し、支援を行った場合に、1日につき算定できる。</p> <p>・理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員をいう。</p> <p>・多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合において、例えば、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤換算要件を満たすこととなる。</p> <p>・本加算は、通所支援計画を作成していない場合、当該作成していない障害児については算定できないこと。</p>	通所報酬告示別表第1の1注9	
(9) 看護職員加配加算Ⅰ又はⅡ、 <u>都道府県知事に届け出た場合に</u> 、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 看護職員配置加算Ⅰは、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」3のイ（児童発達支援給付費の算定に必要となる員数に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を1名以上配置等し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が40点以上であるものとして届け出た事業所）に該当する場合に、1日につき算定できる。</p> <p>また、医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。公表方法は、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</p> <p>○ 看護職員配置加算Ⅱは、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」3のロ（児童発達支援給付費の算定に必要となる員数に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を2名以上配置等し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が72点以上であるものとして届け出た事業所）に該当する場合に、1日につき算定できる。</p> <p>また、医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。公表方法は、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</p>	通所報酬告示別表第1の1注10	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(10) 家族支援加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 施設従業者が（栄養士及び調理員を除く。）が支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対し相談援助を行った場合に、1日につき1回及び1月につき2回を限度として算定できる。</p> <p>(1) 家族支援加算（Ⅰ） あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て児童発達支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、 ア 障害児の家族等の居宅を訪問し、 イ 指定児童発達支援事業所等において対面により、 ウ テレビ電話装置等を活用して、 障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関する必要な相談援助を行った場合に、算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。ただし、アについて、家族等の状況を勘案して短時間でも相談援助を行う必要がある場合又は家族側の事情により30分未満となる場合はこの限りではないこと。 ・テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した場合の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。ただし、相談者の通信環境等により、やむを得ない場合には表情等の確認が難しい機器（例えば電話等）を使用することでも差し支えない。 ・指定児童発達支援事業所等以外の場において対面で個別に相談援助を行った場合は、事業所の場において対面で個別に相談援助を行った場合を算定すること。 <p>また、本加算は児童発達支援計画に位置付けた上で計画的に相談援助を行った場合に算定するものであり、突発的に生じる相談援助（例えば、家族等からの電話に対応する場合）は対象とならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。 <p>(2) 家族支援加算（Ⅱ） あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て児童発達支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、 ア 指定児童発達支援事業所等において対面により、 イ テレビ電話装置等を活用して、 障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関する必要な相談援助を行った場合に、算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。 ・相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。 ・テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した場合の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。ただし、相談者の通信環境等により、やむを得ない場合には表情等の確認が難しい機器（例えば電話等）を使用することでも差し支えない。 ・相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。 <p>○ 家族支援加算（Ⅰ）と（Ⅱ）は同一の日に実施した場合であっても、それぞれ算定できること。</p>	通所報酬告示別表第1の2	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(11) 子育てサポート加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 家族等に対して、障害児への指定児童発達支援とあわせて、障害児の支援場面の観察や当該場面に参加する等の機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助等の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、従業者が通所支援計画に位置付けて計画的に実施すること。 ・指定児童発達支援を提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や参加等をしていること。 ・複数の障害児及び家族等に対してあわせて支援を行う場合には、従業者1人があわせて行う相談援助は、最大5世帯程度までを基本とすること。 ・障害児及び家族等ごとに当該機会の提供及び相談援助を行った日時及びその内容の要点に関する記録を作成すること。 ・子育てサポート加算と(6)家族支援加算を同日に算定することは可能であるが、子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助については、家族支援加算は算定できない。 	通所報酬告示別表第1の2の2	
(12) 食事提供加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 令和9年3月31日までの間、次の場合に1日につき、算定できる。</p> <p>(1) 食事提供加算（Ⅰ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供していること。原則として当該施設が自ら調理し、提供することとするが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。出前の方法や市販の弁当を購入して、障害児に提供するような方法は認められない。 ・栄養士が食事の提供に係る献立を確認し、障害児ごとに適切かつ効果的な食事提供の支援及び助言を行うこと。下記の取組についても、当該栄養士による指導及び助言の下で行うこと。 ・提供した食事について、障害児ごとの摂取状況を把握し、記録を行うこと。 ・定期的に障害児の身体の成長状況（身長・体重等）を把握し、記録を行うこと。 ・食に関する体験の提供その他の食育の推進に関する取組を計画的に実施していること。 ・家族等からの食事や栄養に関する相談等について対応すること。相談等の対応を行った場合は、当該対応を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。 <p>(2) 食事提供加算（Ⅱ）</p> <p>次のいずれも満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加算（Ⅰ）の規定を準用する。この場合において、「栄養士」を「管理栄養士」と読み替えて適用する。 ・年に1回以上、障害児の家族等に対して、食事や栄養に関する研修会等を開催し、食事に関する情報提供を行うこと。 <p>○ 栄養士又は管理栄養士による献立の確認や助言・指導については、事業所に栄養士が配置されている場合であっても、外部機関等との連携により、管理栄養士等と連携を図りながら取組等を行った場合には、食事提供加算（Ⅱ）の算定ができるものとする。</p> <p>○ 1日に複数回食事の提供をした場合については、当該加算はその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。</p>	通所報酬告示別表第1の3	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【 確 認 資 料 】	県 記 載 欄
(13) 利用者負担上限額管理加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 給付決定保護者から依頼を受け、通所基準省令第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合（利用者が通所利用者負担額合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該給付決定保護者の負担額合計額の管理を行った場合）に、1月につき算定できる。</p> <p>なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。</p>	通所報酬告示別表第1の4	
(14) 福祉専門職員配置等加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 次の場合に、1日につき算定できる。</p> <p>(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 通所基準省令第6条の規定により置くべき児童指導員（基準(児童)第63条の児童指導員）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であること。</p> <p>なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各施設において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。（(2)及び(3)において同じ。）</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 通所基準省令第6条の規定により置くべき児童指導員（基準(児童)第63条の児童指導員）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であること。</p> <p>(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 次のいずれかに該当する場合であること。ただし、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定できない。</p> <p>ア 入所基準省令第52条の規定により置くべき児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（イにおいて「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。</p> <p>イ 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。</p> <p>なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害児通所支援事業、障害児入所施設、障害福祉サービス事業（旧法施設を含む）、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。</p> <p>また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含める。</p> <p>○ 多機能型事業所については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての障害児に対して加算を算定する。</p>	通所報酬告示別表第1の5	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(15) 栄養士配置加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 次の場合に、1日につき算定できる。</p> <p>(1) 栄養士配置加算(I) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置し、障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。</p> <p>(2) 栄養士配置加算(II) 管理栄養士又は栄養士(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む。)を1名以上配置し、障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。 (1)を算定している場合は、算定できない。</p> <p>○ 調理業務の委託先のみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できない。</p>	通所報酬告示別表第1の6	
(16) 欠席時対応加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ あらかじめ当該児童発達支援センターの利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援センターの従業者(栄養士及び調理員を除く。)が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行う(電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該児童発達支援センターの利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。)とともに、当該障害児の状況、相談支援の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として算定できる。</p> <p>ただし、重症心身障害児の給付費を算定している指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、算定する。</p> <p>○ 算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。</p>	通所報酬告示別表第1の7	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【 確 認 資 料 】	県 記 載 欄
(17) 専門的支援実施加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 1月につき4回又は6回を限度として、算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的支援実施加算の1月の算定限度回数は、 障害児の月利用日数が12日未満の場合 限度回数4回 障害児の月利用日数が12日以上の場合 限度回数6回 ・理学療法士等を1以上配置すること。 理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員をいう。 保育士及び児童指導員の経験年数については、保育士又は児童指導員としての資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験が必要となる点に留意すること。 また、配置は、通所基準省令の規定により配置すべき従業者や児童指導員等加配加算（<small>（注）</small>）を算定している人員に限り、可能な限り確保すること。 ・専門的支援実施計画の実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと。 ・理学療法士等が、専門的支援を実施した場合には、加算対象児ごとに当該支援を行った日時及び支援内容の要点に関する記録を作成すること。 ・専門的支援の提供時間は、少なくとも30分以上を確保すること。 ・専門的支援実施計画の作成及び見直しに当たっては、対象児及び保護者に対し説明するとともに、同意を得ること。 	通所報酬告示第1の8	
(18) 強度行動障害児支援加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」1の4に適合する障害児に対し、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者が児童発達支援を行った場合に、1日につき算定できる。</p> <p>ただし、通所報酬告示別表第1のハを算定している場合（重症心身障害児に対する指定児童発達支援を行う場合）は算定できない。 さらに、加算算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、所定単位数に加算できる。</p>	通所報酬告示別表第1の8の2	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根 拠 法 令 等 【 確 認 資 料 】	県 記 載 欄
(19) 集中的支援加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する都道府県知事が認めた者で、当該児童に係る支援を行うもの（広域的支援人材）を児童発達支援事業所に訪問させ、又はオンラインを活用して、集中的な支援を行った場合に、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として、算定できる。</p> <p>なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和6年3月19日付こ支障第75号・障障発0319第1号 こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下同じ。）を参照すること。</p> <p>○ 当該児童の状況及び支援内容について記録を行うこと。</p> <p>○ 集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること。</p>	通所報酬告示第1の8の3	
(20) 人工内耳装用児支援加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」に適合する児童発達支援センターにおいて、難聴児のうち人工内耳を装着している障害児に対して支援を行った場合に、1日につき算定できる。</p> <p>(1) 人工内耳装用児支援加算（Ⅰ） 以下のいずれも満たす場合に算定すること。</p> <p>① 児童発達支援センターにおいて、必要な員数に加え、言語聴覚士を1以上配置（常勤換算による配置）している。</p> <p>② 聴力検査室を設置していること。</p> <p>③ 言語聴覚士が人工内耳装用児の状態や個別に配慮すべき事項等を把握し、当該事項を通所支援計画に位置付けて支援を行う。</p> <p>④ 人工内耳装用児への適切な支援を提供するため、人工内耳装用児の主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診察を行う医療機関との連携体制を確保していること。</p> <p>⑤ こどもが日々通う保育所や学校、地域の障害児通所支援事業所その他の関係機関の関係者に対して、人工内耳装用児への支援に関する相談援助を行うこと。</p> <p>⑥ 関係機関に対して、情報提供の機会や研修会の開催等、人工内耳装用児に関する理解及び支援を促進する取組を計画的に実施している。</p> <p>⑦ 上記⑤及び⑥に係る取組の実施日時及びその内容の要点に関する記録を作成すること。</p> <p>(2) 人工内耳装用児支援加算（Ⅱ） 以下のいずれも満たす場合に算定すること。</p> <p>① 指定児童発達支援給付費の算定に必要な員数に加え、言語聴覚士を1以上配置（常勤換算に限らない単なる配置で可）していること。</p> <p>② 関係機関の求めに応じて、人工内耳装用児への支援に関する相談援助を行うこと。相談援助を行った場合には、実施日時及びその内容の要点に関する記録を作成すること。</p> <p>③ 加算(1)の③及び④を準用する。</p>	通所報酬告示第1の8の4	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(20) 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算は、都道府県知事に届	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児との意思疎通に関して専門性を有する者を1以上配置して支援を行った場合に、1日につき算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児」とは、次のいずれかに該当する児童であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・視覚に重度の障害を有する障害児 視覚障害に関して1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児 ・聴覚に重度の障害を有する障害児 聴覚障害に関して2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児 ・言語機能に重度の障害を有する障害児 言語機能に関して3級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児 ・「視覚障害児等との意思疎通に関し専門性を有する者」とは、次のいずれかに該当する者であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者 ・聴覚障害又は言語機能障害 日常生活上の場面において、必要な手話通訳等を行うこと ・障害のある当事者 障害特性に応じて、当事者としての経験に基づきコミュニケーション支援を行うことができる者 	通所報酬告示第1の8の5	
(21) 個別サポート加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>(1) 個別サポート加算（Ⅰ） 下記の児童に対し支援を行った場合に、1日につき算定できる。 なお、主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し児童発達支援を行う場合として基本報酬を算定している場合は、本加算は算定できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児（重症心身障害児） ・身体に重度の障害がある児童（1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児） ・重度の知的障害がある児童（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児） ・精神に重度の障害がある児童（1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児） <p>(2) 個別サポート加算（Ⅱ） 要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合に、保護者の同意を得て、児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師と連携して指定児童発達支援を行う場合に、1日につき算定できる。</p>	通所報酬告示別表第1の9	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(22) 入浴支援加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、入浴支援を行った場合に、1月に8回を限度として、算定できる。</p> <p>(1) 対象児を安全に入浴させるために必要となる浴室及び浴槽並びに衛生上必要な設備を備えた上で、これらの設備について衛生的な管理を行っていること。浴室及び浴槽は対象児の状態等に応じて入浴させるに適した構造や面積等を有していること。</p> <p>(2) 障害児の障害の特性、身体の状態等も十分に踏まえた安全に入浴させるための必要な体制を確保すること。具体的には(3)の安全計画を踏まえながら以下の取組を行うこと。</p> <p>① (4)で把握した情報等を踏まえ、個々の対象児について、その特性等を踏まえた入浴方法や支援の体制、手順などについてあらかじめ書面で整理すると</p> <p>② 入浴機器について、入浴支援を行う日及び定期的に、安全装置を含め、安全性及び衛生面の観点から点検を行うこと。</p> <p>③ 入浴支援にあたる全従業者に対して、定期的に入浴支援の手法や入浴機器の使用手法、突発事故が発生した場合の対応等について研修や訓練等を実施すること。</p> <p>(3) 通所基準省令第40条の2に定める安全計画において、入浴支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について定め、従業者に対して周知徹底を図るとともに当該計画に基づく取組を実施すること。</p> <p>(4) 入浴支援の実施に当たっては、対象児の障害の特性、家庭における入浴の状況その他の入浴支援を実施するにあたっての必要情報を把握し、これらの情報を踏まえて個別に配慮すべき事項や体制について通所支援計画に位置付けた上で実施すること。 なお、入浴中に職員の見守りがなくなる時間が生じないようにすること。</p> <p>(5) 入浴支援は、(2)で整理した個々の入浴方法等や通所支援計画に基づき、安全確保のために必要な体制を確保した上で、対象児の障害の特性や発達段階に応じた適切な方法で行うこと。</p> <p>(6) 対象児の年齢等を考慮しながら、本人や家族の意に反する異性介助が行われないようにすること。また、プライベートゾーンや羞恥心に配慮した支援を行うこと。</p> <p>(7) 浴槽を使用した部分浴は算定できるものとするが、清拭は算定しない。また、シャワー浴については、洗身を行う場合は認められるが、単にシャワーを浴びせるだけの場合は算定できないこと。</p>	通所報酬告示第1の9の2	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(23) 医療連携体制加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 次の場合に、1日につき算定できる。</p> <p>(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、算定できる。 ただし、通所報酬告示別表第1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については算定できない。</p> <p>(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、算定できる。 ただし、通所報酬告示別表第1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については算定できない。</p> <p>(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、算定できる。 ただし、通所報酬告示別表第1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については算定できない。</p> <p>(4) 医療連携体制加算(Ⅳ) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表P774の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、算定できる。 ただし、医療連携体制加算(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)のいずれか又は通所報酬告示別表第1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については算定できない。</p> <p>(5) 医療連携体制加算(Ⅴ) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表P774の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、算定できる。 ただし、医療連携体制加算(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)のいずれか又は通所報酬告示別表第1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については算定できない。</p> <p>(6) 医療連携体制加算(Ⅵ) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、算定できる。 ただし、通所報酬告示別表第1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については算定できない。</p>	通所報酬告示別表第1の10	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(24) 送迎に係る経費については、基本報酬で対応していますか。 【重症心身障害児に対する支援を除く】	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	(7) 医療連携体制加算(Ⅶ) 喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、算定できる。 ただし、医療連携体制加算(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ)のいずれか又は通所報酬告示別表第1のイの(1)、(2)若しくは(3)、1のロの(1)、(2)若しくは(3)、1のハ、1のニの(1)の(一)、(二)若しくは(三)、1のニの(2)の(一)、(二)若しくは(三)又は1のホを算定している障害児については算定できない。 ○ 児童発達支援センターにおける送迎に係る経費については基本報酬の中で評価しているため、児童発達支援や放課後等デイサービス等では算定できる送迎加算については、対象とならない。	通所報酬告示別表第1の11	
(25) 送迎加算は、重症心身障害児に対する支援を行う場合に、都道府県知事に届け出した上で、適正に算定していますか。 【重症心身障害児に対する支援に限る】	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	○ 児童発達支援センターにおける送迎に係る経費については基本報酬の中で評価しているため、医療的ケアスコア16点以上である中重度医療的ケア児に対して送迎に当たり運転手に加えて看護職員(重症心身障害児若しくは医療的ケア児又は中重度医療的ケア児に対しては職員。)を併い送迎を行う場合に、片道につき算定できる。 医療的ケア児については、運転手に加えて看護職員(喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの送迎にあつては、認定特定行為業務従事者を含む。)をそれぞれ併って送迎すること。 ・重症心身障害児が医療的ケア児である場合については、医療的ケア児として本加算を算定するため、運転手に加えて看護職員を併って送迎する必要があること ただし、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。	通所報酬告示別表第1の11	
(26) 延長支援加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	○ 児童発達支援センターと居宅までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で児童発達支援センターの最寄駅や集合場所まで行ったものについても加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要がある。 ○ 平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」5に適合する児童発達支援センターにおいて、障害児に対し児童発達支援計画に基づき支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じ、当該支援を行うのに要する標準的な延長時間で、算定できる。 ○ 障害児ごとの通所支援計画に定める標準的な発達支援時間が5時間としており、かつ、その発達支援時間に加えて別途延長支援時間を通所支援計画にあらかじめ位置づけている障害児について、発達支援を行う前後の時間帯において、延長支援を行った場	通所報酬告示別表第1の12	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(27) 関係機関連携加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延長支援加算の算定に当たっては、あらかじめ保護者の同意を得た上で、延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を通所支援計画に位置づけて行うものである。 なお、通所支援計画に基づき延長支援を障害児に行う中で、延長支援時間の設定のない日に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にあっては、本加算の算定を可能とする。この場合には、急な延長支援を必要とした理由及び延長支援時間について記録を行うこと。 ○ 延長支援時間は、1時間以上で設定すること。発達支援の利用時間の前後ともに延長支援を実施する場合においては、前後いずれも1時間以上の延長支援時間を設定すること。なお、延長支援時間には、送迎時間は含まれないものであること。 ○ 加算する単位数の区分の判定は、実際に要した延長支援時間によることを基本とする。ただし、実際の延長支援時間が通所支援計画に定めた延長支援時間を超える場合にあっては、通所支援計画に定めた延長支援時間によることとする。また、障害児等の都合により実際の延長支援時間が1時間未満となった場合には、報酬告示に規定する単位数を算定することができる。この場合にあっては、30分以上の延長支援が必要であることに留意すること。 ○ 延長支援時間における障害児の数が10人以下の場合は、2人以上の従業者を配置すること。障害児の数が10人を超える場合の職員の数については、2人に、障害児の数が10人を超えて10人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の従業者を配置すること（例：障害児の数が23人の場合、延長支援時間における従業者の数は4名）。このうち、1人以上は、指定通所支援基準の規定により配置することとされている従業者（児童発達管理責任者を含む。）を配置すること。 ○ 医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、上記の従業者の配置のうち、看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの延長支援にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。）を1名上配置すること。 ○ 運営規定に定める営業時間が6時間以上であること。 ○ 児童発達支援事業所の従業者は障害児に提供した延長支援時間を記録すること。 ○ 次の場合に、加算（Ⅰ）は1月に1回、加算（Ⅱ）は1回を限度として算定できる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 関係機関連携加算（Ⅰ） 保育所その他の障害児が日常的に通う施設（保育所等施設）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に算定できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児が通う保育所等施設との間で通所支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催すること。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害児が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。 ・ 児童発達支援計画に関する上記の会議の開催に留まらず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。 	通所報酬告示別表第1の12の2	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援計画に関する会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、通所支援計画に関係機関との連携の具体的な方法を記載し、通所支援計画を作成又は見直しをすること。連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが通所給付決定保護者にもわかるよう留意すること。 ・ 会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時、その内容の要旨及び児童発達支援計画に反映させるべき内容を記録すること。 <p>(2) 関係機関連携加算(Ⅱ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児が日々通う保育所等施設との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行うこと。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ・ 上記の会議の開催等に留まらず、保育所等施設との日常的な連絡調整に努めること。 ・ 会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時及びその内容の要旨を記録すること。 ・ 上記の会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、必要に応じて通所支援計画を見直すなど、関係機関と連携した支援の提供を進めること。 <p>(3) 関係機関連携加算(Ⅲ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、児童相談所等関係機関との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行うこと。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ・ 上記の会議の開催等に留まらず、児童相談所等関係機関との日常的な連絡調整に努めること。 ・ 会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時及びその内容の要旨を記録すること。 ・ 上記の会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、必要に応じて通所支援計画を見直すなど、関係機関と連携した支援の提供を進めること。 ・ 個別サポート加算(Ⅱ)(要保護・要支援児童への支援の評価)を算定している場合には、同加算で求める児童相談所等との情報連携に対しては算定しない。 <p>(4) 関係機関連携加算(Ⅳ)</p> <p>障害児が就学予定の小学校若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に算定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。 ・ 就学時の加算とは、小学校又は特別支援学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであること。 ・ 就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続支援A型及びB型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならない。 		

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>(28) 事業所間連携加算は、適正に算定していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい・<input type="checkbox"/>いいえ <input type="checkbox"/>該当しない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児の状態や支援方法を記載した文書を保護者の同意を得たうえで就学先や就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。 ・ 連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手やり取りの内容について記録すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関連携加算（Ⅰ）の場合においては、共生型児童発達支援事業所については、児童発達支援管理責任者を配置していないときには、算定できないこと。 ・ 関係機関連携加算（Ⅰ）と関係機関連携加算（Ⅱ）は、同一の月においていずれかのみ算定可能とする。 ・ 保育所等訪問支援との多機能型事業所の場合、関係機関連携加算（Ⅲ）と保育所等訪問支援の関係機関連携加算は同一の月においていずれかのみ算定可能とする。 ・ 関係機関連携加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれの場合においても、障害児が複数の障害児通所支援事業所等で支援を受けている場合には、事業所間の連携についても留意するとともに、当該障害児が障害児相談支援事業を利用している場合には、連携に努めること。なお、他の障害児通所支援事業所等との連携については加算の対象とはしないものであること。 <p>○ 障害児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障害児が、複数事業所において支援を受けている場合に、事業所間で連携を行った場合に、1月につき1回算定できる。</p> <p>○ 対象となる障害児 市町村における支給決定において、指定障害児相談支援事業者が作成する計画案に代えて、指定障害児相談支援事業者以外の者が作成するセルフプランが提出されている障害児であって、複数の指定児童発達支援事業所等から、継続的に指定児童発達支援の提供を受ける障害児であること。</p> <p>(1) 事業所間連携加算（Ⅰ） 連携・取組の中心となるコア連携事業所を評価するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村から、加算対象児の支援について適切なコーディネートを進める中核となるコア連携事業所として、事業所間の連携を実施するよう依頼を受けた指定児童発達支援事業所等であること。 ・ コア連携事業所として、あらかじめ保護者の同意を得た上で、加算対象児が利用する他の指定児童発達支援事業所等との間で、加算対象児に係る支援の実施状況、心身の状況、生活環境等の情報及び加算対象児の通所支援計画の共有並びに支援の連携を目的とした会議を開催し、情報共有及び連携を図ること。 ・ 会議は、テレビ電話装置等を活用した開催としても差し支えない。また、会議は加算対象児が利用する全ての事業所が出席することを基本とするが、やむを得ず欠席が生じる場合にも、本加算の算定を可能とする。 ・ 会議の内容及び整理された加算対象児の状況や支援に関する要点について、記録を行うとともに、他の事業所、市町村、加算対象児の保護者に共有すること。 ・ 市町村に対しては、併せて、加算対象児に係る各事業所の通所支援計画を共有すること。また、障害児及び保護者の状況等を踏まえて、急ぎの障害児相談支援の利用の必要性の要否について報告すること。 	<p>通所報酬告示第1の12の3</p>	

自主点検項目	点検結果	点 検 の ポ イ ン ト	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
(29) 保育・教育等移行支援加算は、適正に算定していますか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<ul style="list-style-type: none"> ・加算対象児の保護者に対して、ウで整理された情報を踏まえた相談援助を行うこと。当該相談援助については、家庭連携加算の算定が可能であること。 ・会議で整理された情報について、事業所の従業者に情報共有を行い、当該情報を踏まえた支援を行うとともに、必要に応じて通所支援計画を見直すこと。 <p>(2) 事業所間連携加算（Ⅱ） コア連携事業所以外の事業所を評価するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加算対象児が利用するコア連携事業所以外の指定児童発達支援事業所等であること ・コア連携事業所が開催する会議に参加し、必要な情報共有及び連携を行うとともに、通所支援計画をコア連携事業所に共有すること。なお、会議への参加を基本とするが、やむを得ず出席できない場合であって、会議の前後に個別にコア連携事業所と情報共有等を行い連携を図るとともに、通所支援計画の共有を行った場合には本加算の算定を可能とする。 ・コア連携事業所により整理・共有された情報について、事業所の従業者に情報共有を行い、当該情報を踏まえた支援を行うとともに、必要に応じて通所支援計画を見直すこと。 <p>○ 本加算は、セルフプランの場合に適切な支援のコーディネートを図るためのものであることから、障害児相談支援におけるモニタリングと同様の頻度（概ね6月に1回以上）で取組が行われることが望ましい。また、コア連携事業所において、加算対象児の変化が著しい場合など取組の頻度を高める必要があると判断された場合には、適切なタイミングで取組を実施すること。</p> <p>また、加算対象児が利用する事業所においては、会議の実施月以外においても、日常的な連絡調整に努めること。</p> <p>○ 児童発達支援事業所の従業者が、障害児が指定児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（移行先施設）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、または移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（保育・教育等移行支援）を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として、算定できる。</p> <p>○ 移行先施設に通うこととなった障害児に対して、退所後30日以内に、障害児の居宅等を訪問して、相談援助を行った場合に、1回を限度として算定できる。</p> <p>○ 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うこととなった障害児に対して、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として算定できる。</p> <p>○ 退所前の保育・教育等移行支援、退所後の居宅等を訪問しての相談援助及び退所後の移行先施設を訪問しての助言援助を行った場合は、当該支援又は援助を行った日及びその内容の要点に関する記録を行うこと。</p> <p>○ 本加算は、退所前の保育・教育等移行支援については退所日に、また、退所後の援助については実施日（訪問日）に算定すること。</p> <p>○ 保育・教育等移行支援加算は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 退所して病院又は診療所へ入院する場合 イ 退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合 ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）へ入学する場合 エ 死亡退所の場合 	通所報酬告示別表第1の12の4	

自主点検項目	点検結果	点検のポイント	根拠法令等 【確認資料】	県記載欄
<p>(30) 共生型サービス医療的ケア児支援加算について、適正に算定していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 看護職員または認定特定行為業務従事者を1人以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児に対して、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、医療連携体制加算を算定しているときは、算定しない。</p>	<p>通所報酬告示第1の12の5</p>	
<p>(31) 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算は、都道府県知事に届け出た場合に、適正に算定していますか。</p>	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない	<p>○ 福祉・介護職員処遇改善加算は、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める基準」2に適合する福祉・介護職員の賃金の改善等を実施している指定児童発達支援センターにおいて算定できる。</p> <p>福祉・介護職員等特定処遇改善加算は、同告示20に適合する福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施している施設において算定できる。</p> <p>福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算は、同告示19に適合する福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施している施設において算定できる。</p> <p>令和6年3月26日付け障障発0326第4号「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照すること。</p>	<p>通所報酬告示第1の13</p> <p>通所報酬告示第1の14</p> <p>通所報酬告示第1の15</p>	

1 利用児等の状況

(1) 利用の状況

年 月	初日入所児等数			新規入所児				退所児等						
	(人)	(左の内訳)		家庭 から (人)	医療機関 入院 から (人)	その他 (他施設から 転入等) (人)	計 (人)	家庭へ (人)	地域での 自立生活 (人)	医療機関 入院 (人)	他施設 へ転出 (人)	死亡 (人)	その他 (人)	計 (人)
県内 (人)		県外 (人)												
前 年 度	4													
	5													
	6													
	7													
	8													
	9													
	10													
	11													
	12													
	1													
	2													
	3													
	計 A													
	平均 B													
現 年 度	4													
	5													
	6													
	7													
	8													
	9													
	10													
	11													
	12													
	1													
	2													
	3													
	計 A													
	平均 B													

1 「新規入所児」及び「退所児等」の状況は、当該1か月間（4月の場合は4月1日から4月30日まで）の状況を記載すること。

2 B欄は、前年度、現年度とも、A欄の合計数を当該年度に施設サービスを実施した月数で除して得た数（小数点第2位を切り上げた数）を計上すること。

(2) 年齢別・性別の状況

(人)

	学齢前 児 童	小 学 校						中 学 校				高 校				中卒後 18歳未満	18歳以上	計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年			
男																		
女																		
計																		

(3) 療育手帳の所持状況（旧福祉型障害児入所施設、(福祉型)児童発達支援センターのみ）

		A	B	計
男	[重度重複障害者数]			[]
	(身体障害重複者数)	()	()	()
	療育手帳所持者数			
女	[重度重複障害者数]			[]
	(身体障害重複者数)	()	()	()
	療育手帳所持者数			
計	[重度重複障害者数]	[]	[]	[]
	(身体障害重複者数)	()	()	()
	療育手帳所持者数			

(注) 身体障害と重複する者については、()書きで再掲すること。また、合計欄については、重度重複障害者を[]書きで再掲すること。

(4) 利用児等の障害の状況（旧医療型障害児入所施設、(医療型)児童発達支援センターのみ）

		視覚障害			聴覚又は 平衡機能の障害			音声、言語又は 咀嚼機能の障害			肢体不自由			心臓、腎臓、呼吸器、 膀胱、直腸又は小腸の 機能障害			H I Vによる 免疫機能障害			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 級	[重度重複障害者数]	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	(知的障害重複者数)																					
	利用者数																					
2 級	[重度重複障害者数]	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	(知的障害重複者数)																					
	利用者数																					
3 級	[重度重複障害者数]	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	(知的障害重複者数)																					
	利用者数																					
4 級	[重度重複障害者数]	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	(知的障害重複者数)																					
	利用者数																					
5 級	[重度重複障害者数]	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	(知的障害重複者数)																					
	利用者数																					
6 級	[重度重複障害者数]	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	(知的障害重複者数)																					
	利用者数																					
その他	[重度重複障害者数]	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	(知的障害重複者数)																					
	利用者数																					
合計	[重度重複障害者数]																					
	(知的障害重複者数)																					
	利用者数																					

(注) 知的障害と重複する者については、()書きで再掲すること。また、合計欄については、重度重複障害者を[]書きすること。